

裂織ベスト



裂織バッグ



裂織バッグ



古布を紐状に裂く



フェルトバッグ



フェルトバッグ

第27回

洗練された諧調の中に古布の野趣味が漂う よねやま 米山みどりさん

裂織(さきおり)というのは、着物や布団皮として使い込まれ古くなった布類を細く裂いて紐状にし、織物の緯糸に使って織り上げる技法及びそれによってできる布のことを言います。使い古した布を捨てずに再生させる昔ながらの生活の知恵で、現代ではエコブームともあいまって、特に女性の間で愛好者が急増してきている染織技法です。これを使ってアート作品を制作する人も輩出しており、「全国裂織協会」という団体もあります。

昔の農山漁村で常用されていた裂織の仕事着などをコレクションする人もいて、それが民俗文化財として保存されたりしています。しかし現代の裂織は、生活美に対する都市的な意識と感覚を反映しているように私には感じられます。古布は骨董市や古着屋さんで仕入れるというのがひとつの常道で、わが国の伝統的な古布は都市を目指して流れ込んできている、といえるでしょう。

東京生まれの東京育ち、そして会社勤めから裂織技法を軸とした染織作家への転身を果たした米山さんも、現代都市文化の中で裂織が担い始めた機能にのっかってわが道を見出してきた人です。しかしキャリアはすでに20年を越え出ていますので、ブームになる前からの出発であり、また、「裂織文化」のイメージの枠組みを越えてこの人独自の手法を創り上げてもいるので、一人のアーティストとして

の世界を持っている作家であるといえます。

独自の手法というのは、米山さん自ら「染布織り」と名づけているもので、着物の胴裏に使われた絹製の古布を自分で染め直して使っているということです。一般的に裂織は、古い布の寄せ集めとか裂いた跡のちょっとラフな感じとかを生かそうとするところがありますが、米山さんの場合は、もっと洗練された調子とか、整然とした諧調を生み出していかうとする傾向があり、そういう中に古布の野趣味がほのかに漂っています。そして胴裏の絹の感触は繊細で柔らかく、触覚的な品のよさが感じられます。

なお、米山さんはフェルト(羊の原毛)を使った作品も制作していますので、写真ではその新作も紹介しておきます。

米山さんの工房兼住まいは都内練馬区の豊玉というところにあります。周囲に江古田、西落合、長崎、新井薬師といった地名があって、私のように美術関係畑で仕事をしてきた人間には馴染みの深いところです。つまり、一般市民に混じって画家や彫刻家などのアーティストが戦前からたくさん住んでいるエリアなのです。

米山家は戦後ここに移ってきました。ご祖父の職業は校長先生、尊父は銀行家だったそうです。国の背骨を養う仕事とアートがまさに「裂織的」に入り混じってというイメージですね。

裂織の民俗的土壌から東京的洗練への再生。

(制作・かたち21 <http://katachi21.com>)

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 637
2009 February



表紙写真
「夕空のスマイル」

第24回写真コンクール佳作
長嶋 玲 ●大阪会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in さいたま
- 05 提言シリーズ
筆界特定制度と地籍調査事業推進に関する意見
「地籍制度への組織対応」
- 12 災害復興支援に関する専門士業全国交流シンポジウム
「我々は来るべき災害にどう備えるか?～これまでの活動の総括と今後の展望」
- 16 つくば国際ウォーキング大会に参加して
- 18 じっくり、しっかり、ていねいに!
『境界問題相談センターとっとり』設立
- 22 オンライン申請体験談
オンライン申請促進委員長向井の感想と申請体験談
- 24 外部講師養成講座の開講
～寄付講座における大阪土地家屋調査士会の取り組み～
- 26 大阪土地家屋調査士協同組合理事長との意見交換
- 28 土地家屋調査士の職業倫理研修会 in 福島
- 30 事務局紹介 Vol.9
静岡会 / 熊本会
- 32 広報最前線 / 三重会
- 34 地理空間情報フォーラム2009
会員論文発表④
- 41 特定認証局の動き
オンライン申請の現状と課題
- 44 会長レポート
- 47 ちょうさし俳壇
- 48 会務日誌
- 49 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 50 会員の広場を利活用ください
- 52 ネットワーク50
岐阜会
- 53 編集後記

完全復元伊能図全国巡回フロア展 in さいたま

埼玉土地家屋調査士会 広報部長 間邊元幸

2009年11月6日(金)、7日(土)、8日(日)、さいたま市与野体育館において「完全復元伊能図全国巡回フロア展」が開催されました。

このフロア展は埼玉新聞社が主催し、埼玉会は共催の形で協力し実行委員として参加しました。

埼玉会は実行委員として内覧会を含むフロア展の会場設営を行った5日から終了日である8日の撤収作業まで延べ24名の会員が参加しました。その結果を報告いたします。



会場風景

このフロア展は、伊能忠敬が足かけ17年をかけて日本全国を歩いて測量し完成した日本地図の復元図を、各都道府県で巡回展示していこうとするものです。

来年(2010年)は、伊能忠敬が全国測量の第一歩を踏み出してから210年目にあたり、伊能忠敬の実像を正しく理解してもらう趣旨で始まり、埼玉県では埼玉新聞社創刊65周年記念事業として主催しました。

一般公開に先立つ11月5日(木)午前中に地図の搬入をし、埼玉新聞社を始め埼玉県ウオーキング協会、埼玉土地家屋調査士会、中央実行委員会、伊能忠敬研究会の各スタッフの協力で会場設営と内覧展準備をしました。

地図は、2m×1mの大図214枚、中図8枚、小図3枚の全ての完全復元図を揃え、与野体育館フロアに展示されました。1ケースに10枚収用され、約60kgを4～6名で運び、いい汗をかきました。

午後からのオープン式典には埼玉会宮田精一会長が出席し、上田清司埼玉県知事(代理・後閑博県民生活部長)、清水勇人さいたま市長(代理・五味裕一副市長)、星埜由尚フロア展実行委員会会長、

渡辺一郎伊能忠敬研究会名誉代表、地元小中学生を招き、テープカットをしました。

主催者を代表して埼玉新聞社の丸山晃社長は、「東京・横浜に次ぎ、3番目に開催できるのも県、さいたま市、伊能忠敬研究会、埼玉土地家屋調査士会など、様々な皆様のご支援のたまものです。」と感謝を述べました。式典後の内覧で、



H21.11.6 埼玉新聞



地図搬入作業



式典開始



テープカット

出席者は1枚が畳1枚の大きさの地図上を歩き、その精密さに驚きながら、出身地の地名を捜しました。

私も現在合併された以前の地名を見つけ、200年以上前からの歴史を感じることができ、改めて伊能忠敬の功績に対して感銘しました。開催中の3日間、私達スタッフは受付、誘導・ブースを分担し忙しく過ごしました。ブースでは、土地家屋調査士のPRとして、特製クリアファイルに筆界特定制度、境界問題相談センター等のパンフレットを入れ、来場者に約3500部配布しました。

11月6日には、日本土地家屋調査士会連合会の大星正嗣副会長、同山田一博広報部長に、遠路よりご来場いただき心から感謝申し上げます。

3日間の入場者総数は3300名です。各支部の会員の皆様、特に地元浦和支部、大宮支部、川口支部の3支部の支部長を始め会員の皆様、大変お世話になりました。



日本土地家屋調査士会連合会大星正嗣副会長
(左から2人目)



日本土地家屋調査士会連合会山田一博広報部長
(左から3人目)



入場者



長蛇の列

主催：埼玉新聞社
 共催：伊能図フロア展さいたま実行委員会、埼玉土地家屋調査士会、(社)埼玉県測量設計業協会
 後援：環境省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、林野庁、埼玉県、埼玉県教育委員会、さいたま市、さいたま市教育委員会、埼玉県商工会議所連合会、さいたま商工会議所、(社)日本地理学会、日本国際地図学会、埼玉地理学会、(社)日本測量協会、(財)日本測量調査技術協会、(社)全国測量設計業協会連合会(財)日本地図センター、日本土地家屋調査士会連合会、埼玉県地方史研究会、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、(社)日本ウォーキング協会、NPO法人埼玉県ウォーキング協会
 協力：完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会、伊能忠敬研究会、ウォーク日本1800中央実行委員会

筆界特定制度と地籍調査事業推進に関する意見

「地籍制度への組織対応」

土地家
屋
調査士

土地家
屋
調査士

鹿児島県土地家屋調査士会 馬場幸二

国会の附帯決議にある5年の見直し期限が、もう近くに迫ってきています。その中で、私の個人的見解から、次の2点について意見を述べさせていただきますと思います。

第1点目の附帯決議

「筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。」

国土調査事業が、100年経っても終わらない「未完のプロジェクト」である懸念

私共も都市部の地図混乱地域を対象として、毎年登記所備付地図作成作業を行っております。しかし、地籍調査の後押しと連携がなければ、残された広大な面積分の作業を完了するには相当な期間がかかるものと思われます。幸いにも鹿児島県は、全体で76%の進捗率を誇っておりますが、それでもまだ1,800 km²が未了の状況であり、現在の年40 km²というペースでは、地籍調査事業完了まで県単位で約45年かかると推定されます。しかもkm²単価は十年前からほとんど変わらず、総事業量と総事業費の減少も毎年続いておりますので、先が見えない状況になっています。

さらに、来年度から地籍調査事業を再開させる鹿児島市では、旧鹿児島市が地籍調査を長く休止していたこともあり、約60 km²のDID地区を含む268 km²もの膨大な未調査面積が残っています。鹿児島市の人口の85%がDID地区に集中して住んでおり、市民生活への影響は計り知れないものがあるでしょう。これは現在までのペースですと100年近くかかる大事業であります。また、全国でもDID地区における地籍調査事業の進捗状況は20%程度しかないことを考えると、実生活での影響は大きいと思います。

実績を考えれば、全国的に見ても地籍調査を完了するには、鹿児島市と同様に相当な年数が必要と推

測されます。国土利用状況把握を目的とし、当時としては考えられない程の高額の予算と相当理想の高い内容目的をかかげ、昭和26年に制定された国土調査法は、すでに制定から58年もの歳月が過ぎてしまっています。現在のような減少気味の計画、実績、予算、方法では相当の年数がかかる上、全国でも未了地域がまだ約14万km²近くも残っているにもかかわらず、第5次計画では10年で1万6,400 km²しか実施できていません。単純計算でも更に85年の歳月が必要であり、まさしく「未完のプロジェクト」で終わってしまう懸念があります。

登記所備付地図作成作業で筆界未定を無くし、都市部で地籍調査事業を早く終わらせるために

せめて次の世代である我々の子供の時代には、地理空間情報の基盤として、不動産に関する正確かつ詳細な情報が整い、GISやLADM（土地管理領域モデル）の恩恵が受けられるようにすることが望ましいと考えています。特に都市部においては、権利関係が複雑で、境界の確認に困難が伴うことが多いと思われるので、早期に地籍調査を完了させるために、我々も地籍制度の専門技術者として協力することは勿論ですが、都市部においては法務局職員の協力による法務局との連携が必要不可欠です。法務省からも平成16年には、法務局職員の地籍調査への協力についての通知が発せられているところであります。

附帯決議に戻りますが、人的物的体制の充実強化が最も必要なのは、法務局であると思っております。人員削減などをやっているのは、特に都市部においてはとても地籍調査は完了しません。せめて20年で地籍調査事業を完了する計画、予算、手法を完成させ、人員削減よりむしろ筆界特定のできる力を持った、地元の慣習と鹿児島弁の解る優秀な地籍専門登記官と役職名の付いた、登記官の選任と増員・強化及び市町村との連携が最も必要であると考えています。

民主党も

民主党の「地籍調査・登記所備付地図整備の促進策に関する提言」の中でも、「地籍調査・地図整備の促進は国の責務である。」と述べられ「地籍調査や登記所備付地図作成作業の過程において土地の境界が明らかでない場合に、必要に応じて筆界確定登記官が職権で手続を開始できる制度を導入すべきであり、職権開始の場合には国庫でこれを負担すること。」と提言されています。いざ筆界未定となれば、国民の心情的不安は長きにわたり、解決するため必要となる資料の収集や登記測量費用など、多大な出費が必要となります。

筆界特定が職権でできない理由

筆界特定制度創設時の議論の中には、筆界を認定し公示する機関である法務局が、職権で筆界を特定することもありました。しかし職権で筆界を特定するという事は、現実的に私人間の権利の範囲にも影響を及ぼすことになり、また事実上の紛争解決機能があるとはいえ、国が介入し、実際の所有権の範囲について推定力を持つ判断を示すことになる可能性もあり、さらに新たな紛争を生じさせる場合も考えられるため、立法政策としての妥当性についてなお検討を要するとされました。以上のような経緯で、申請によってのみ筆界特定が行われることとなったと聞いております。

登記所備付地図作成と地籍調査作業の過程において、職権で筆界を決める必要性

しかし実務上、職権で公法上の筆界さえ決めれば、分筆して所有権移転という合意手続きを踏むことで解決できるケースが多く、ADRの調停スキルも持つ我々が関与、連係できれば、問題はさらに解決し易くなります。土地所有者は、お隣の方と自ら費用を出し、法務局に申請までして筆界特定して貰おうとする勇気はなかなかありません。実際そのような行動をとることは億劫であり、近隣の目もあって、「仕方がない。」と思い悩んで申請しないケースも沢山出てくると予想されます。境界が定まらない、紛争や問題がある状態では、そこに長く住む気も失われるでしょうし、相隣関係も不安定なものになります。土地所有者が望むことは、境界がはつき

りする、そのことによる安心感ではないでしょうか。この場合は、時間が無く筆界未定となってしまう事態も懸念されるため、現在の「単年度事業のあり方」も研究する必要があると思います。まさしく我々にとっては、土地家屋調査士法での「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与」することであり、法務局にとっては、積極的な公示機関になるという契機を含むことになると考えています。

第2点目の附帯決議

「筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公費負担を含め、十分な検討を行うこと。」

筆界の有する公共性と公費負担の問題

現在の筆界特定申請の場合、土地家屋調査士が申請代理人になって測量を完了させ申請する場合を含め、測量費用はすべて申請人の負担となっています。多くの場合、対象土地はもちろんのこと、関係土地の測量や、対象土地が所在する街区全体の広範囲な測量が必要で、測量費用が高額となり、国民に過大な負担を強いるケースもあります。

筆界の有する公共性を考えると、せめて公共用地の筆界に関しては、国と県及び市町村が一致協力して公共用地筆界ラインを確定するべきだと思います。公費負担における特定測量は、予算組みの困難さなど様々な問題点があると予想されますが、行政の責務として法務局と県及び市町村が連携できる方法を起案していただくことが、さらに国民に利用し易い筆界特定制度につながると考えています。

公益事業を行う官公署の利用を考える

公共の利益となる事業を行う官公署は、災害復旧や道路、水路の維持管理を行う場合において、どうしても公共用地との筆界を決めなければならないケースがあります。官公署が筆界特定申請をする場合には、手数料を無料にして、土地家屋調査士が社員である公嘱協会が嘱託代理人となり申請できるように改正すべきだと思います。さらに土地境界が決まらないという理由で道路整備事業が遅れ、都市を

中心として慢性的な交通渋滞を解消できない場合もあります。こんな時は、対象土地の一部の所有権を取得した官公署が、公嘱協会に委任し筆界特定申請を行うことで分筆登記及び所有権の移転登記がスムーズに行えるようになり、交通渋滞の早期解消による経済効果、さらにはCO₂削減による温暖化防止も期待できます。交通渋滞時の排気ガスによるCO₂の量が相当なものであることは、皆さんもご承知おきのことでしょう。

現実をみて反省すべき

戦後、シャープ勧告を受け制定された国土調査法ではありますが、シャープ勧告の理念の中に、地方自治確立のために地方財政を強化すること、均衡のとれた公平な税制を確立することの二つがあります。現在、分権型社会システムへの転換により、地域経済の活性化そして民間・市民・地域の力をひきだす事業展開や行政運営が、より一層求められています。地方分権推進です。

地籍調査事業完了地区の変動地積が、平均で宅地では133%、全体では126%にまで増加する事実を考えると、地籍調査事業未了地区との地積の比較において、現在国民の固定資産税負担は決して公平とはいえません。つまり市町村にとって地籍調査事業を行うことは、公平な税制の確立、さらに固定資産税の増収というメリットを含むこととなります。本提案は、グローバルな提案であると考えます。来年、提案や意見を出しても手遅れです。

現在の手法では

国土調査事業が、半世紀も経つにも拘わらず半分も達成できない現在の手法では、もう市町村は加速度的には動かないということに他なりません。国土調査十箇年計画の達成面積も、第2次38,000 km²、第3次32,000 km²、第4次22,000 km²、そして、今年で終わる第5次で約16,400 km²と年次ごとに実績は縮小してしまっています。

また、農林水産省の「耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施」においても地籍調査事業の未了地区では、農地の位置が特定できず、現状把握が困難な状況が見受けられます。つまり、今後の地籍調査事業の年次ごとの事業拡大が、耕作放棄地

解消をサポートする「大きな要素」にもなると思っています。

我々の原点は、適正な課税と申請義務

もともと土地家屋調査士の制定趣旨の中には、適正な課税の基礎を明確にする事が含まれており、そしてそれ故、国民に登記申請義務と過料が課せられていることを忘れてはいけません。さらに我々には、原則として登記申請の依頼に応ずる義務もあるのです。全国でも地図の総枚数の30%、204万枚は旧土地台帳附属地図の状態であり、戦後半世紀以上も経って、未だに法14条1項地図の代用品である明治時代の字図を使い、一筆申請するたびに地積更正登記を行っているような状態では、我々組織としても、将来国民の非難をあびることがあり得るかもしれません。不動産登記法に表示に関する登記制度が創設され、地図及び建物所在図を備え付けるとされてから、平成22年で満50年にもなります。

現状を考える

制度を改善し、国家全体を考える政治家主導とするならば、地図行政の各省連係を推進し法務省内に地籍局を創ることも可能でしょう。年間全国の都市部で13 km²行われ、さらに拡大予定である登記所備付地図作成作業推進も勿論必要でしょうが、都市部のDID地区12,200 km²の内、未了地区はまだ9,700 km²あり、終わったのは2,500 km²にすぎません。我々も決して「木を見て森を見ず」になってはならないと思います。

将来のために、単位会の業務部と社会事業部が準備しなければならない2点

第1 制度的な成果登録の仕組みも取り入れた「筆界情報資料センター」構想、及び「消えゆく筆界資料」の収集と閲覧参照システムの構築

鹿児島会の収集状況

鹿児島会では数年前から、資料センター準備室を設け、毎年消えゆく恐れのある筆界資料について、情報提供があった分から順次収集してきました。それらのデータはPDF化し、ハードデスクに保管している状況です。会員の多い鹿児島市から始めて、

昨年は昭和37年までの土地台帳分筆申告書(地積測量図を含む)の写し(PDF4万6千頁)の収集が完了しました。この情報は勿論、我々の業務である筆界特定でも重要な資料として活用されています。現在、区画整理完了地区の資料が面積比率で91% (2万8千頁)、鹿児島市のDID地区内での他の資料も含めると、面積比率では38.8%の資料が手元にあることになります。さらに今年度は、おいしい焼酎で有名な伊佐地区の「ほ場整備事業」や「土地改良事業」資料も収集予定であります。

収集の根拠

これらの作業は全て、土地家屋調査士法25条2項の「土地家屋調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の土地家屋調査士の業務についての知識を深めるように努めなければならない。」という規定に基づくものであり、土地家屋調査士法施行規則29条2号の「土地の境界の資料及び境界標を管理する業務」にも繋がります。市町村合併により事業課の配置転換等が行われ、古文書等の廃棄が懸念されており、有益な資料・情報については、早急な収集が必要となっていることに注意すべきです。これらは筆界に関しての重要な資料となりますが、その多くは保管期限が過ぎていることが予想され、いつ破棄されてもおかしくありません。

我々しかできない資料の適正な判断

当然閲覧に関しては明確なルールが必要なことはいうまでもありません。しかし、当時の資料を扱い、適正な判断及び分析することは、筆界の専門家である土地家屋調査士にしかできないことです。もちろん時代背景や当時との測量技術、法律の違いなど、いわゆる「資料の精度」の問題も考慮しなければならないでしょう。

我々は筆界情報の最大の生産者であり利用者

地籍図や街区基準点の最大の利用者であり、かつ細部にわたる生きた筆界データの最大の生産者である土地家屋調査士が、制度的に資料や経緯を後世に残し、次の時代に引き継いでいくべきだと考えています。年間百万筆を越える情報が、土地家屋調査士

によって作成されるといわれており、我々土地家屋調査士も、また取り扱う情報の共有化、重複作業の軽減を願っています。街を見回してみれば、過去の作業により蓄積された筆界に関する情報が、境界杭、図根点も含め数多くあることに気がつくでしょう。

不動産登記規則第93条不動産調査報告書(以下「規則93条調査報告書」という。)の利用と管理資料の蓄積

幸いにも規則93条調査報告書は、我々土地家屋調査士の積極的な運用によって、各地の登記官と土地家屋調査士との信頼関係及び共通認識が、全国同一様式で確立されつつあり、官民協同型の典型的な例となろうとしています。将来的には、調査の適格性・客観性、分析の明確性、判断の妥当性、結論の普遍性を確立し、XML化し情報の共有化にも資するものと期待するものであります。この将来にわたり紛争予防や不動産取引の安全性を図る目的を持つ規則93条調査報告書のデータを利用して、時間経過により累積していく作業情報、現地におけるデータの把握と管理資料など蓄積していくことが、まさに土地家屋調査士法の不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することです。

またオンライン申請においては、透明化された規則93条調査報告書を利用し、国の考えているシステムの方向性の中で、添付情報の原本提示も必要ないというところまで信頼性を高めていく必要があります。

数値主義においても必要な小範囲での位置情報

不動産登記法が参照主義から数値主義に変わったとしても、作業方法も含めた筆界という小範囲での位置情報が未だ重要であることは、我々も認知しているところです。現在は、鹿児島県土地家屋調査士会会則92条2項「会員は、業務の適正な処理を図るため、必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。」という規定に基づいて測量作業基準を遵守しているものとし、作業個人による測量成果の品質管理を事後的に行い、任意で個人的なやり取りをしています。つまり個人事務所の資料センターです。これは以前の「実地調査書」と似ています。以前の「実地調査書」は、各土地家屋調査士会ごとにバラバラで、土地家屋調査士個人対登記官個人の信

頼関係により、個々のレベルの共通認識で運用されてきました。今後、透明なルールに基づく規則93条調査報告書を、制度的な運用により、自己責任型社会への転換も含め、さらに組織的に高度化し発展させなければなりません。つまり情報の生産と利用をトータルに捉え、個別から連携した情報の共有化が必要だということです。

旧準則ただし書きの残地規定と同じく、いつまでも不動産登記規則77条1項7号特別な事情として例外規定を続けるか。組織としては我々しかできない。

今後不動産登記規則77条1項7号の本則運用をどのように構築するかを考えると、いつか我々は制度として成果を登録するシステムを構築することを宣言すべきであると思います。測量成果の品質管理の面を考慮すると、事後登録ではなく測量方法と成果も含めた登記申請情報を地籍情報へと換える仕組みを制度的に考えておくことが、組織として重要だと考えています。また全国的にこの組織力をもっているのも我々だけです。登記基準点を利用した単位会での管理センター構想、それをさらに発展させる必要があるということです。この点で全国統一の規則93条調査報告書のXML化も重大な意味を持つことになり、現在は紙ベースの地図が電子化されただけのものにすぎませんが、将来XML化された規則93条調査報告書を利用したオンライン申請対応は、我々にとってデータの蓄積という点からも重要な位置を占めることになるでしょう。

今後の地籍調査事業における地積測量図情報利用

土地家屋調査士も参加している「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」(平成21年8月)「http://www.mlit.go.jp/report/press/land06_hh_000007.html」でも、述べられていますが、地積測量図を蓄積し、そのデータを地籍調査に利用しようとしています。また官民境界を先行調査させる手法も取り入れようとしています。

地籍調査事業では年間約70万筆の成果がでていますが、我々土地家屋調査士が地積測量図により年間生産するデータは約200万筆ともいわれています。また最近の一定条件のもと、公図を補正することにより備え付けられた「街区基本調査成果による14条

1項地図」などの出現により、地図の考え方、見方を変える必要が出てきたと考えています。つまり、「基本地図は、復元機能を免除されることによって、その機能を高めてゆく、筆界の実際の状況は、地積測量図が受け持つ」という考え方であり、地積測量図情報の重要性はますます高まっています。現在我々が、測量業務で用いている公差は、法律により定められた誤差の限度の規定にすぎません。しかし、今後我々が必要とするのは、より小単位での位置情報であり、時系列的なものを含む測量作業情報や位置参照点情報と筆界確認情報などがあります。真に電子化され高度化されたXML規則93条調査報告データができた暁には、地積測量図はこのデータから一部抜き出した紙面情報にしか過ぎなくなるでしょう。

組織としての対応 目指すはGISさらにLADM

我々の組織は、いつまでも旧態依然とした専門家職人の集まりであってはなりません。組織として品質を保証でき、地籍制度に寄与できる集団となるべきであります。品質の改善では無く、「標準」の制度的な改善、つまり専門資格者としてだれが業務を行っても「標準」が保証されるようにすることです。さらに「標準」は時間軸において常に変化していく、そのことを我々全員が認識しておく必要もあります。我々組織は、単に一世代限りの職能集団では成り立たない時代になってきている、そのことに早く気づかななくてはなりません。

要するに、組織的に地積測量図の座標値を扱える仕組みであるデータ管理と品質保証、それこそが我々が必要としている地籍制度のデータベースなのです。

このことは、規則93条調査報告書が法務局との信頼関係を構築したことと考え合わせますと、地域に根ざした我々土地家屋調査士がそれぞれの地域で協力しあい、信頼性を保ちながら地域活性化に貢献し、県民との「不動産に係る権利の明確化」の視点における制度的な信頼関係を構築することに繋がると思います。

第2 公益法人を目指している公嘱協会と協同して「筆界情報資料センター」のシステムを構築し運用していく

公嘱協会は、うまく運用できればすばらしい成果をもたらします。

幸いにも九州では、各県の公嘱協会は全て公益法人継続移行を目指しています。当然社員は全員土地家屋調査士であり、各々の根底には土地家屋調査士法があることとなります。皆様も公嘱協会という組織は「うまく運用できればすばらしいものとなる。」という考え方には賛同をいただけたと思います。

不特定かつ多数の者の利益の増進

ここで公嘱協会の当初の目的を振り返ってみます。公嘱協会は「調査士の専門的能力を結合して設立された公嘱協会は、官公署が公共の利益となる事業に関して行う大量の不動産の表示に関する登記を、適性かつ迅速に行うこと。」を目的としており、独自の存在意義を有しているといえます。公益法人認定法では第2条4号「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という要件があり、当然官公署の方は公共の利益のために勤務し、公務を行っています。公共の利益となる事業といえども、個人の権利(人権)が制約することがあってはなりません。個人の権利(人権)が制約され得るのは、あくまで他人の権利(人権)と対立する時だけです(個人の尊重)。公共の福祉(社会の多くの人々の幸福)という考えであり、官公署は公共の利益に勤めています。我々土地家屋調査士は官公署のために仕事をしているのではなく、広く国民のために業務を行っているのです。

不動産登記法は、国民の権利の保全を図ること、土地家屋調査士法は、不動産に係る国民の権利の明確にすることがそれぞれの根本にあります。我々の品質保証された筆界情報の蓄積、それこそがこの権利の保全や明確化に寄与する「公益の核」であると考えています。この蓄積が生ずるそれ故に、資格者の業務独占というものは、資格者の利益のためではなく、国民の利益を守るためのものであるといえるのです。

筆界情報の公益利用

「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」筆界情報資料センターとは、「たとえ1件の業務でも、そのことだけに留まることなく、社会全体のために

価値ある情報として蓄積される。」というものになります。一筆といえども、我々が作成している世界測地系による地積測量図作成は、「一筆地の地籍調査」と同等の価値があり、蓄積された地籍情報がデータとして整備、更新されることにより、都市計画、土地利用、防災のための資料として専門家である社員土地家屋調査士の助言の元に公開、利用されることで、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは明らかです。またこれらのデータは、筆界復元や紛争解決の資料としても非常に役立ちます。

公嘱協会の存在意義

公嘱協会の社会的要素を考えると、公嘱協会は、前述の地籍調査事業での官民境界を先行調査させる事業において、データ管理者としても機能でき寄与できると思われれます。また公嘱協会は、現在の登記基準点を足がかりにして、単位会の管理センターを発展させ、公共事業型地籍調査事業や環境保護及び農地、山林の有効活用等も提案して行くべきです。「公益性の核」として、たとえ採算が合わなくとも社会に貢献するために研究し、技術・情報を取得・維持して広く国民に奉仕するといった、公的機関に代替するような事業内容を伴った組織と成らなければなりません。

地図や登記の沿革といった、長年培われてきた地籍情報、基準点情報や地図、測量図、丈量図、登記情報、杭情報から立会情報、さらにそれらの情報を発信・収集しやすくすることで大量、多様なニーズを処理するノウハウとしてのGIS化を図ること。さらにはこれらの情報を、災害時、防災面での資料として、また道路設計や急傾斜工事等の使用目的の範囲内において開示することが公嘱協会の責務であると考えています。

まとめ 地籍制度の専門家として手を挙げ、宣言する準備が必要

近年、国民の間では不動産の品質に対する関心が高まり、不動産に関する正確かつ詳細な情報が求められています。国民のための資格者である土地家屋調査士は、現地と登記及び地図の一体化を図り、本来社会にとって必要な地図の高度化を目指さなければなりません。たしかに地籍制度のトータルなシス

テムを立ち上げることと、地図情報システムの維持・管理及び、登記所の保有する情報の高度化は法務省にしかできないことです。しかし、表示に関する登記の生きた情報の最大の生産者で有り続ける我々が、公嘱協会と協同してXMLによるオンライン登記申請を利用、普及させ、国民に不動産の表示に関して正確かつ詳細な情報を品質保証して標準化を図り、地積測量図のデータ管理情報である測量や立会、及び調査の経緯なども残して行くことが、公嘱協会と土地家屋調査士会の進むべき方向性であると思います。つまり地籍制度を担う、地図のトータルの職能集団としての地位を協同して目指して行かなければならないと考えています。従前の会の役割であった「最低水準の維持のための公的統制」を超

え、職業専門家集団としての地位向上、「水準向上のための自主的、自立的機能」のために会がどのようにリーダーシップをとることができるか、会そのものの存在意義が問われているのではないのでしょうか。これは土地家屋調査士法における我々の職責でもあり、国民の期待にこたえる積極的な対応こそが、今最も必要と考えています。最後になりますが、滋賀県から発信され、兵庫県と共同開発し、富山県青年土地家屋調査士会などでも実証中の「LPMS」共通参照点情報管理システムのさらなる発展を、期待している一人であることを付け加え、この意見書を終わりたいと思います。

(鹿児島県土地家屋調査士会 会長)

災害復興支援に関する専門士業 全国交流シンポジウム

「我々は来るべき災害にどう備えるか?～これまでの活動の総括と今後の展望」

日時：平成21年11月28日(土) 14:00～17:20

報告1 中越沖地震における支援活動
新潟県災害復興支援士業連絡会 弁護士 齋藤 裕氏

報告2 宮城・岩手内陸地震における支援活動
宮城県災害復興支援士業連絡会 弁護士 山谷澄雄氏

パネルディスカッション
各団体からの総括報告
各団体から各団体への質問及び意見交換
これからの展望



出席者 全景

このシンポジウムを開催するに際しての呼び掛けは何かと思った時に、下記の内容の記載がありましたので紹介します。

『全国の専門士業の皆さん、私たち、災害復興まちづくり支援機構は、5年前「今後予想される大規模災害に備え、平常時より、市民、専門職能、研究者、行政との連携を図り、総合的な視点から、安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、必要な政策提言を行っていきます。私たちは、阪神・淡路大震災10年にあたり、災害大国日本において、被害の軽減と被災者のいち早い復興を実現するよう、できる限りの支援を行うことを目標に阪神・淡路まちづくり支援機構にはじまった専門家の支援連携活動を全国的に広め、東京宣言を採択し、「連携の輪」を広げ実践していくことをここに誓いました。』専門士業の皆様のご参加を呼びかけ大規模災害時に少しでもまちづくりに貢献できたらと思います。』

今回のシンポジウムの目的

阪神・淡路大震災が発生してから平成22年で15年、新潟県中越地震も発生から5年が経過しており「災害復興まちづくり支援機構」も設立から5年目を迎え、その活動も一定の成果を挙げつつあります。

このほかにも、神奈川県震災対策士業連絡会、静岡県震災対策士業連絡会、宮城県災害対策士業連絡会、新潟県災害対策士業連絡会が結成され、それぞれ、独自の活動を展開しています。

そこで、阪神・淡路まちづくり支援機構をはじめとする、各地の士業連絡会と共に共同シンポジウムを開催し、それぞれの活動の教訓や問題点を学び合うとともに、関係諸団体との連携・交流を深め、今

後の災害に備えた新たな活動展開の契機となるようにシンポジウムの開催となりました。

そして、実際に中越沖地震における支援活動を行った新潟県災害復興支援士業連絡会から弁護士の齋藤 裕氏による下記の報告がありました。



報告1 齋藤 裕氏

【関連士業との連携活動】

新潟県内の以下のいわゆる士業と称される職業の業界団体は、毎年一度代表者が集まって協議会を開催しています。参加団体は、新潟県司法書士会、新潟県土地家屋調査士会、新潟県行政書士会、新潟県社会保険労務士会、関東信越税理士会新潟県支部連合会、新潟県弁護士会、日本公認会計士協会東京会・新潟県会、新潟県不動産鑑定士協会、中小企業診断協会新潟県支部及び新潟公証人会(オブザーバー参加)の10団体が加盟しており、協議会はこれらの業界代表が会員の品位保持と職域侵犯の予防と業務の連絡調整のために、意見交換をするとともに、懇親も深めるというものです。

【士業連絡協議会における問題提起】

弁護士会としては、独自に電話相談等の対応を開

始するとともに、問題を提起し、関連士業の連携の呼びかけを行った。

具体的には、新潟弁護士会の活動と予定を紹介するとともに、被災直後期における各士業への被災者の要望の有無とこれに対する対応と広報の必要性、そして、復興期における士業の被災者の需要予測と関連士業の連携の必要性等であった。

【相談会の開催企画】

士業連絡協議会に建築士会、建築士事務所協会を加えた12団体が参加して、無料相談会を開催することを前提として会議を開催した。その席では、各団体の被災者支援等の活動を紹介し合うとともに、弁護士会との合同相談会については、官製の情報だけでなく県民の立場に立った具体的な情報を提供し、救済方法のあり方についての問題意識を持つ我々は、見方によれば自由業とされ災害の域外にあるとも思われかねない士業であり被災者に対して、県内で合同して対応することを県民に認識して貰うことに意義があると述べられた。

無料相談会は2005年2月11日午後1時から長岡市で開催することが決定し、ポスター、チラシを作成して各団体を通じて配布し、最終打ち合わせ後、各団体の代表者が列席するなかで、弁護士会において共同記者会見を開催した。

【相談会の実績】

相談者24名から相談件数26件の相談を受け、内訳は、建築士9件(住宅の新築、補修方法、費用等)、社会保険労務士1件(雇用保険)、公認会計士1件(譲渡所得税)、税理士7件(雑損控除、確定申告等)、土地家屋調査士2件(滅失登記、境界)、弁護士6件(借地、借家、近隣関係等)であった事の報告を受け、自分も相談会のメンバーにいつになってもいいような心構えをしなくてはならないと感じました。

【中越沖地震の相談活動】

平成19年7月16日午前10時13分に発生した「中越沖地震」に対して、新潟県弁護士会は現地の状況を把握した2日後の18日に、第1回の災害対策委員会を開催し、法律相談班を設置し、電話無料相談の開始の決定及び現地無料相談開催方法の検討を行った。

電話無料相談は7月23日から開始し、日曜・祝日を除く午後1時から午後4時まで毎日行うこととした。担当弁護士は二人制とし、前半・後半に分かれて分担し、9月29日まで継続し延べ200人を超える弁護士が参加した。

相談件数は7月29件、8月43件、9月8件の結果となっている。内訳としては、近隣問題、すなわち建物・塀・擁壁・工作物の損壊・土砂崩れ・物の落下などの法律相談がもっとも多かった。

現地無料相談は、8月4日午前10時から午後4時までの時間帯において開催した。11月24日まで4会場で行い、継続し、168件の相談があり電話無料相談同様近隣問題が最も多かった。

続いて宮城・岩手内陸地震における支援活動を行った宮城県災害復興支援士業連絡会から弁護士の山谷澄雄氏による下記の報告がありました。



報告2 山谷澄雄氏

【設立から現在において】

宮城県災害復興支援士業連絡会は、平成15年5月と7月の宮城県北部地震を契機に平成17年3月に設立され、以後、2回のシンポジウムを開催するなど活動を重ね、平成19年5月に「災害時対策マニュアル」を作成し、また、宮城県との協定書の締結に向けて、協定書の字句の調整段階に至っている。

また、静岡県災害復興支援士業連絡会とも連絡を取り合い、いろいろな課題について協議をしている。

来年に向けて「ひとつのテーマ」を決めて協議をしていきたいとの考えも持っているようだ。

【地震発生と宮城県災害復興支援士業連絡会の対応】

平成20年6月14日午前8時43分に地震が発生し

た。16日に士業連絡会緊急理事会を開催し、士業連絡会の災害対策本部の立ち上げを決議した。宮城県に対し、災害対策本部を立ち上げたこと、無料相談会開催の用意があることをFAXにて通知・連絡し、同年6月23日電話無料相談の開始、同年7月5日、7月13日、栗原市にて現地無料相談会実施をした。

【実際に無料相談会を開催し感じたこと】

県など行政の窓口との摺り合せは思うようにはいかず大変だった。またライフラインの復旧が第一の重要事項で、その後に現地相談会を行った。相談件数は市民に対しての広報活動が足りなかったため思ったより少なく、敷居が高いとの声もあり今後対処したいと感じた。

二件の報告は、実際に体験した貴重な話であり、マニュアル作成、行政との対応についての今後の参考にしていきたい。

コーディネーター 災害復興まちづくり支援機構事務局次長の佐藤隆雄氏のもとパネルディスカッションが行われ、数多くの意見が述べられた。



パネルディスカッション

【各団体からの総括報告】

静岡県東海地震対策士業連絡会

弁護士 渥美利之氏

静岡県と「静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取り扱いに関する協定書」を締結し、現在11士業との協定を結んでいる。また、災害基金の設定(静岡県弁護士会災害対策委員会の活動に要する費用等に充てるため会員から徴収する特別会計)を弁護士会として行っている。

静岡県土地家屋調査士会は、静岡県・各市町との間に「災害時における家屋被害認定調査に関する基本協議書」を独自に締結し、災害時に家屋の被害認

定調査を行うこととしている。

神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会

弁護士 阿部泰典氏

名簿作成、ホームページ作成、災害時のQ & A作成(ホームページに掲載している)、災害時のマニュアルについては現在作成中である。

災害復興まちづくり支援機構

弁護士 中野明安氏

各専門家と考え、都市復興模擬訓練など区市町村職員を対象に模擬訓練を行い、都市復興への一層の意識向上と復興手段の習熟を図るとともに、災害復興マニュアルを検証し、内容の充実を図っている。

阪神・淡路まちづくり支援機構

弁護士 阿瀬 真氏

個別による説明会、巡回相談会だけの活動だけでは足りず、復興まちづくりの困難は法制度上の不備の問題に起因する面があることも否定できない。そこで、これに対する政策や制度の提言を行うため、平成8年12月14日に関東・関西の公法、私法、住宅、都市計画の研究者15名と各専門職能の実務家15名の計30名からなる支援機構附属研究会を組織した。研究活動の成果として、平成9年3月17日に「提言・大震災に学ぶ住宅とまちづくり」(東方出版)を出版した。是非、皆さんに読んで貰うことを希望します。

各団体とも独自の活動をし、災害復興まちづくりのために尽力することを逞しく思います。

コーディネーターから各団体から各団体への質問及び意見交換の投げかけに、東京の中野明安氏から静岡の渥美利之氏へ『仙台との交流会の状況』について質問があり、まず、静岡県防災センターの見学を行い、担当者からの説明を受けた後、意見交換会として、連絡網の確保、工業、農業、ライフラインの復興について議論を行った旨の報告があった。

これからの展望についての意見を求められると、新潟県の齋藤 裕氏は、「災害は何時来るのか解らないのでテンションが低くならないように定期的に士業全体で協議会を行いたい。」宮城県の山谷澄雄氏は、「2年に一度はシンポジウムを行いたい。」神奈川県の阿部泰典氏は、「行政と協定締結、事務所体制の強化を充実していきたい。」静岡県の渥美利之氏は、「県と士業連絡会との協定災害についての広報

活動、市町の広報が一番有効なため積極的に利用したい。」東京都の中野明安氏は、「行政との協定に14の支援団体を巻き込み、専門性を役立て、復旧時の対応をどうするか検討し、団体すべてが高い志を持って取り組む方向にしていきたい。」兵庫県の津久井進氏は、「団体間・研究者・行政の情報交換を平時から取り連携を深め、市民・NPOとの連携により佐用町の復興フェスティバルなど良い運用例もあるので積極的に取り組みたい。」と、それぞれの意見が述べられ、また、名古屋・福岡・北海道などには災害に対する団体がいないので設立を支援していきたい旨、積極的に意見が出された。

最後に参加者一同として、下記の共同宣言がなされた。

- ①2010年7月を目処に、災害復興支援士業全国ネットワークを設立します。

- ②各地に災害復興支援士業組織の設立を呼びかけるとともに、その設立を支援します。

参加して感じたことは、このようなシンポジウムをより多く開催することにより、災害についての意識を高めて行かなければ、何時起こるか解らない災害には対応できないこと、より多くの士業の連携と情報交換が大事だと感じました。その後、懇親会が行われ、日本土地家屋調査士会連合会の松岡直武会長挨拶の後、司会者より静岡県土地家屋調査士会の木村保成会長に静岡県と静岡会の『災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書』についての経緯・内容についての報告を求められ、土地家屋調査士もより多く係わっていると思いました。

取材：広報員 赤堀一通



連合会会長 松岡直武氏 挨拶



静岡県土地家屋調査士会
木村保成会長の報告

つくば国際ウオーキング大会 に参加して

茨城土地家屋調査士会 土浦支部長 村上恒雄

平成21年11月8日、第3回つくば国際ウオーキング大会が、つくば市立中央公園を会場に開催されました。会員有志がボランティアスタッフとして参加、会場への誘導、グッズの販売等のお手伝いをし、他の会員もウオーキングに参加、先輩ウオーカーの皆さんと各コースを観歩いたしました。

この大会は、平成19年につくば市制20周年記念事業として開催され、今回で3回目を迎えます。第1回は、中央公園を会場に開催され、研究学園都市を巡る3コースと、筑波庁舎を基点とする「つくば山麓むかし道巡り」3コースが企画され、秋晴れの中1,100名を超えるウオーカーが集いました。第2回は、つくば市筑波庁舎を会場に「つくば山麓むかし道巡

り」3コースでの開催でした。昨年の第3回大会は、研究学園都市内の公園、国土地理院、筑波宇宙センターを巡る3コースの設定です、当日も絶好のウオーキング日和となり、神奈川県、福島県をはじめ近県各地から約600名のウオーカーが集いました。参加者の多くは、各地域のウオーキングクラブの会員ですが、子供連れのご夫婦、若いカップルの姿も見受けられました。我々は過去2回、ボランティアスタッフのみの参加でしたが、今回は会員相互の親睦を深める事業として、また、ウオーカーの方々とのふれあいを通じて土地家屋調査士制度のPRができるのではないかしらと思慮いたしました。支部作製のグランドコート（背に支部名入り）を参加会員全員



支部グランドコート・参加者ゼッケン

が着用して、ボランティアスタッフ、ウオーキングに参加いたしました。

まず、前日行われた「せっかくウオーク」をお伝えいたします。「せっかくウオーク」のコースは、「美しい日本の歩きたくなる道500選」に選定された「つくば山麓むかし道を巡るみち」の一部10kmで、筑波庁舎をスタートして北条の街並み、無量院を巡り、普門寺でお茶のふるまいを受けながら足の疲れをいやしました。資料によると、「この普門寺は元亨年間に筑波山麓一帯で布教活動を行っていた乗海大和尚によって開創された寺院であり、のちに常陸国の豪族小田氏を大檀越に迎えて隆盛をきわめた。明治以後荒廃したが昭和になって大改修を行い、格式を誇った昔のおもかげを多少なりともよみがえらせている。」とある。残念ながら寛政年間に再建されたとある本堂は12月に焼失してしまいました。



出発前の様子



日調連役員・茨城会役員・
土浦支部ブースの会員



土浦支部ブース

帰路は、しらたき橋で折り返し、昭和55年に国史跡に指定され、平成9年から6年をかけて復元された平沢官衙遺跡、大池公園、北条の街並みを巡り筑波庁舎に帰るコースです。この日の参加者は約40名ですが、500選を完歩しようとする意気込みのあるウォーカーです、ウォーキングスタイルで身を固め、もくもくと歩行されていました。初心者の私は、足にまめをつくりながらけんめいについて歩きました。大会事務局の小林氏のお話では、リュックサックの中身は雨具、タオル、着替え、飲み物等であり、万一のときにそなえて両手を自由にしておくこと、靴は足にフィットするものを履き、踵から着地するように歩いてくださいとのアドバイスをいただきました。

大会当日の開会式は、県ウォーキング協会会長の堀野正勝氏、日調連副会長の大星正嗣氏の挨拶、記念植樹等のセレモニーがとり行われ、最後に準備運動でいよいよスタートです。午前10時に20km、10km、5kmコースの順にスタートしていきました。手ごろな距離なのか10kmコースのエントリーが1番多く、次が20kmコースで、5kmコースはわずかでした。辞書によればウォーキングとは、健康増進や運動のために歩くこと、ウォーキング・レースの略とあります。協会役員のお話では、クラブ会員の年齢は60歳代がもっとも多いのですが、毎日10km前後歩く人、週に数日20km歩く人、時速7、8kmで約20km歩く人もいらっしゃると伺

い、5kmにエントリーした私は、ただただ感心するばかりです。しかし、前日の「せっかくウォーク」で足にまめをつくり、ウォーキングを散歩の延長と考えていた私には、5kmは手ごろな距離でした。70歳代の人が多く、歩く早さも適度なものです、おかげで雑談をしながら観歩することができました。午後4時過ぎにはすべての参加者がゴールし、お楽しみ抽選会で盛況のうちに大会は終了いたしました。今年6月に開催される予定です、東京方面からのアクセスも便利になっていますので、ぜひ参加されてはいかがでしょうか、スタッフともどもお待ちしております。

じっくり、しっかり、ていねいに！ 『境界問題相談センターとっとり』設立

境界問題相談センターとっとり センター長 にえかわ 贅川 清

平成21年11月22日に、鳥取県弁護士会のご協力のもと「境界問題相談センターとっとり」を設立しました。そして、11月24日より運用を開始しております。当センターは、当事者からのお話を『じっくり、しっかり、ていねい』に聴くことをキャッチフレーズに、土地境界紛争を抱える当事者自らが土地境界紛争を解決するきっかけとなるような手続きの場を提供することを大切な理念と考えています。82名の小さな会が、設立までに歩んだ約5年間の取組みなどを紹介させていただきます。

1. センター設立までの経緯・経過

(1) はじめに

不動産登記法の改正、筆界特定制度の創設など、我々土地家屋調査士を取巻く環境の変化の中、平成16年から当会のADRへの取組みを始めました。最初に行ったことは、先行会への視察、ADR担当者との交流会などで情報収集を行いました。この頃の鳥取会は、ADRセンターについて明確な方向性はありませんでした。平成17年12月25日に、大阪会の西田寛先生をお招きし、設置検討会を開催し、その中で、先生からADRについて発せられる一言一言をお聞きし、何のために「この鳥取でADRを設立するのか」を考えた時、自分達の甘さをつくづく感じたことを、今でも覚えております。本会として、ADRセンターを創ることの意義、覚悟そして一歩踏み出す勇気を持つことを教えていただいたと思います。鳥取には鳥取なりのADRセンターの必要性、独自性があるのではないかと考え、全国で50番目の設立でいいから時間をかけて、会として真剣

に取り組むこととしたのです。

具体的にADRの設置に取り組み始めたのは、平成19年度の定時総会の承認事項に基づいて「ADR設立準備検討委員会」が設置され、センターの必要性、方向性を検討することに着手したことからでした。同年7月18日に、鳥取県弁護士会へADRセンター設立について協力の申し入れをさせていただいたところ、その後、設立に関し協力いただける旨の回答をいただきました。弁護士会から派遣いただいた担当弁護士を交えた委員会を開催し、平成21年度中を目途に設立する旨の答申を当会会長へ提出しました。

(2) ADR設立準備委員会の設置

平成20年度の定時総会において、「境界問題相談センターを設置することができる」との会則変更が承認され、ADR設立準備検討委員会からADR設立準備委員会へ移行し、本格的な準備へ入ることとなりました。まずはおおまかな設置するセンターの概要と設立までの2年間のタイムスケジュールを組み立て、弁護士会へ提案する必要がありました。弁護士会へ提

案した概要は、①紛争解決の前提として「受付面談」を取り入れること。②鳥取県の地域性を考慮し、「受付面談」と「相談業務」は県下3箇所(鳥取市、倉吉市、米子市)で開催する。但し、「調停」は鳥取市で行う。③センターには土地家屋調査士会会員のすべてが関与する。以上を基本に考えました。これについて、弁護士会からは、①「受付面談」の必要性と実施内容について、②「取扱う紛争の範囲」についての具体的事例、③現行の裁判調停と比較して、センターの設立趣旨(ウリ)は何か。などの課題が提議されました。これらに対応するため、当会が実施してきた過去5年間の無料相談会等の内容を取り纏め、土地家屋調査士では取り扱えなかった事案について、センターができたなら扱えるかどうかなど、予想される事件数、扱った場合どのように振り分けられるかを想定した資料を作成し、センターの概要を確立するための協議結果とあわせて、弁護士会へ提出し、理解をいただくことができました。

その他にも、鳥取地方法務局、鳥取県協働連携推進課などの関係機関とも当センターとの連携につ

いてご協力いただきながら準備を進めてまいりました。

(3)いよいよ設立

平成21年度定時総会において、会員の賛同を受け「境界問題相談センターを21年度中に設置する、名称は『境界問題相談センターとっとり』とする」ことが承認されました。まずは設立日を11月22日と決め、具体的な準備に入りました。「運営企画」、「諸規則制定」、「人材育成・研修」とそれぞれ担当者を置き、準備委員会毎に全体協議をするスタイルで進めました。特に規則策定には苦労しました。8月から10月にかけての委員会では、朝10時から夜10時まで長時間の協議をし、委員の体力も限界だったと思います。字句の修正を除く諸規則ができ上がったのは10月下旬でした。設立までに、やることはまだまだ山積みの状態でしたが、先行会から貴重な資料の提供などのご協力、ご支援と設立準備段階からADR関連の研修会講師でご指導をいただいている白鷗大学和田直人先生の助言をいただいで、何とか乗り切ることができたと思います。そして、鳥取県弁護士会と当会は『「センターとっとり」の設置運営に関する協定」を結び、平成21年11月24日から運用を開始する運びとなりました。

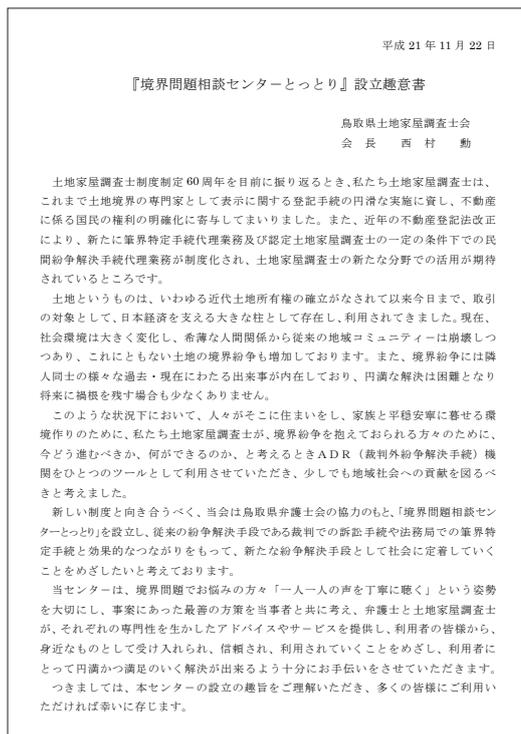
(4)鳥取県弁護士会とのかかわり ～協力から協働へ～

鳥取県弁護士会は、鳥取県土地家屋調査士会と同様に小さな会です。会員数が24名だった平成12年に、鳥取県の司法過疎を解消するため、10年以内に会員数を倍増する計画を策定されました。この計画を、見事に8年あまりで実現され、現在の会員数は49名で

す。若い先生方も多く、ADRの取組みについて興味を持たれている先生も少なくはないようです。

さて、弁護士会では当初より当センター設立については、重要案件として取り扱っていただきました。常議員会では協議、決定はされていましたが、全会員に当センターへの協力についての理解と周知を図っていただくため、臨時総会がセンター設立2週間前の11月9日に開催され、無事承認いただくことができました。

そして、11月22日、まさに『いい(11)夫婦(22)の日』の調印式では、「弁護士法第72条を逸脱しないこと」などが明記された協定書に弁護士会、土地家屋調査士会の両会長が署名を行い、硬い握手の後、報道機関に向けて記者発表を行うことができました。平成19年7月に弁護士会へ当センター設立に関する協力について申入れをさせていただいてから約2年余り、センター設立の協議を積み重ねていく過程で、弁護士会担当役員、当会のADR設立準備委員との信頼関係が築けたのではないかと感じています。数年前まで特に縁がなかった弁護士会と土地家屋調査士会が当センター設立準備を通じて、このようなお付き合いができるようになったことは本当に意義があることだと思います。これをきっかけとして、ADR認定土地家屋調査士の活用についての課題でもある、共同受任の推進にも繋がっていくものと思います。



センター設立趣意書

2. 調印式・設立記念式典

開設に先立ち、平成21年11月22日(日)に「ホテルモナーク鳥取」(鳥取市)において、弁護士会との協働運営に関する調印式及び当センター設立記念式典及び祝賀会を開催しました。ご臨席いただきました来賓の方々には次のとおりです。

- ・鳥取地方法務局長 田賀満雄様
- ・鳥取県知事 平井伸治様
- ・衆議院議員 石破茂様
- ・鳥取市副市長 深澤義彦様
- ・日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡直武様
- ・土地家屋調査士会中国ブロック協議会会長 高山吉正様



調印式 西村調査士会会長と寺垣弁護士会会長



松岡連合会長の祝辞



石破衆議院議員の祝辞



田賀鳥取地方法務局長の祝辞



平井鳥取県知事の祝辞

・日本司法支援センター鳥取地方事務所所長 松本啓介様
 ・広島県土地家屋調査士会会長 寺尾瑞尚様
 ・山口県土地家屋調査士会会長 西本聡士様
 ・島根県土地家屋調査士会会長 加藤俊彦様
 ・境界問題相談センターおおさか運営委員 西田寛様
 ・白鷗大学専任講師 和田直人様
 以上の方々を含む35名のご来賓と、弁護士会からは寺垣塚生会長をはじめ7名、当会会員より30名の総勢72名の皆様に参加していただき、式典及び祝賀会が盛会のうちに終わることができました。当日は大変お忙しい中、ご臨席を賜りましてご来賓の方々に御礼を申し上げます。これからセンターを運営していく上での励みにもなりました。ありがとうございました。

3. センターとっとりの概要

「境界問題相談センターとっとり」は全国で39番目の設立となり、中国管内では、広島、山口、

岡山についてとなります。鳥取県では弁護士会の協力のもと行われる唯一のADRセンターとなります。当センターには、運営委員として、土地家屋調査士2名、弁護士2名。受付面談員は全会員を対象として所定の研修を受けた者、土地家屋調査士相談員は実務歴5年以上会員、土地家屋調査士調停委員は実務歴10年以上の会員、弁護士相談員、調停員は弁護士会の推薦を受けた者とし、当会事務局2名が携わります。

当センターが取り扱う対象の事案を「土地の境界に起因する民事に関する紛争」とさせていただき、当事者が抱える土地境界の紛争をできるだけ多く、広くすくい上げ、あらゆる土地境界に関して対応することとしました。また、東西に長く位置する鳥取県の地域性、経済圏なども考慮し、隣接する他県についても可能な限りお話をお聴きする姿勢をとっていきたくと考えています。主な手続きは次のとおりです。

①受付…電話、来所のみ毎週月曜日から金曜日の午前10時から午

後4時において当会事務局にて受付事務を行います。受付面談を希望される場合は受付面談申込申請書をお送りいたします。

②受付面談…事案の整理を行い、以後の手の円滑化を図ります。この対応は利用者の利便性を考慮し、無料で県下3箇所(鳥取市、倉吉市、米子市)で開催し、土地家屋調査士委員2名(2名の実務歴の合計が10年以上)が事案の内容をお聴きして、センターで扱える事案かどうかを判断し、調停あるいは相談に進む意思、希望があるかを確認いたします。

③相談手続…この対応については、受付面談と同様に県下3箇所において開催し、土地家屋調査士委員1名、弁護士委員1名が相談の内容をさらに詳しく、法的判断を含めた紛争事案の相談、助言及び調停に進む意思などを確認いたします。この手続は有料(1時間15,000円)となっています。

④調停手続…調停を希望される場合は、調停申込(申込手数料20,000円)を当センターに行い、相手方の応諾があった場合に有料(期日手数料20,000円)の調停を行います。この対応については、当センター(事務局内)において開催し、土地家屋調査士委員1名、弁護士委員1名が当たります。

調停で合意が成立いたしましたら、「和解合意書」を作成します。

4. 設立後の状況と今後の課題

設立して約1月余りとなりますが、現在までの電話問合せが数件で、手続の実施までには至っていません。事件数や成立件数のみに左右されることなく、当事者に対し、

温かい気持ちで接し、「今ここでできることは何か」を常に念頭に置きながら、当事者にとって本センターに来てよかった、この調停員に会えて良かったというようなセンターを目指したいと考えています。

今後の課題として、『広報活動』、『ADR認定土地家屋調査士の活用』、『厳しい財務状況と後継者確保』などが挙げられると思います。

自分たちが創ったADRですので、あらゆる視点から手法も含めて「戦略」をしっかりと考えていくことが必要であると思います。

5. 終わりに

当会が考えたセンターの特色のひとつとして、県下3箇所で開催拠点を設けたこと。これは県民目線に立ち地元に着すること。そしてADRを「サービス」として提供することです。訴訟では真の解決に至らなかった案件でも、手軽（敷居の低さ）に利用できるADRは、迅速な紛争処理、人間関係の

修復も可能となり得る場合もあると思います。ADRという新たな分野で我々土地家屋調査士が活躍するために必要なことは、より多くの会員が関わること。そして、我々の持つ専門性を如何なく発揮し、紛争解決に導くこと。それが県民の皆様へ我々の専門性を広く認識していただくことになると考えています。ADRに取り組むことによって、適切な行動規範、内部的な苦情処理への対応、そして紛争解決の提供が我々の資質を向上させ、ひいては当会にとっての利益となる。そこに「ADRを設置する意味」があると思います。

私たち鳥取会は、境界紛争に関してやっと県民の皆様へお手伝いさせていただくためのスタートラインに立ったに過ぎません。「境界問題相談センターとっとり」は、県民の皆様がいつまでもお隣同士として笑顔で暮らし続けることのできるランドマークでなくてはなりません。そのためには会員一人ひとりが一番の広報マンとなり、センター

を支え、継続、発展させていく必要があります。会員数が80名余りの小さい会ですが、だからこそ地域に根付き「県民のための住みやすい目印」として、皆様に愛され、育てていただけるよう努力していかなければならないと考えます。

最後になりましたが、設立にあたって、お世話になりました連合会役員の皆様、先行会の諸先生方からのご助言や、ご協力とご支援のおかげであると深く感謝しております。ありがとうございました。

また、当会会員の皆様には長き準備期間を支えていただきありがとうございました。そして、日常業務までも犠牲にして、一緒に頑張ってくれたADR委員の皆さん、土地家屋調査士ADR機関39（「サン・キュー」）番目にあやかり、本当に感謝・感謝です。

本誌をお借りし御礼申し上げます。

土地境界トラブルで相談ください
解決のお手伝いをします

じっくり、しっかり、ていねいに対応!

境界問題相談センターとっとり

境界問題相談センターとっとりが、じっくり、しっかり、ていねいに対応!
土地境界トラブルの早期解決をサポートします。

境界問題相談センターとは?
当センターは、境界紛争やそれに関連する各種の解決を助けます。ADRという新たな分野で我々土地家屋調査士が活躍するために必要なことは、より多くの会員が関わること。そして、我々の持つ専門性を如何なく発揮し、紛争解決に導くこと。それが県民の皆様へ我々の専門性を広く認識していただくことになると考えています。ADRに取り組むことによって、適切な行動規範、内部的な苦情処理への対応、そして紛争解決の提供が我々の資質を向上させ、ひいては当会にとっての利益となる。そこに「ADRを設置する意味」があると思います。

問題発生
受付
受付前予約申込
受付相談
相談
調停申立
相手方の承諾
調停
調停成立
合意書作成
完了

調停成立までのおおよそ流れ
問題発生 → 受付 → 受付前予約申込 → 受付相談 → 相談 → 調停申立 → 相手方の承諾 → 調停 → 調停成立 → 合意書作成 → 完了

調停成立までの費用
受付料 15,000円
相談料 30,000円
調停料 20,000円
合意書作成料 15,000円

合意書作成後の費用
登記手数料
印紙料
登録免許税

センター リーフレット

オンライン申請促進委員長向井の感想と申請体験談



四国ブロック協議会オンライン登記申請促進組織
リーダー 向井靖憲

オンライン申請促進委員会の委員長として、早いもので約2年余りがたちました。すでに私の事務所ではオンラインで登記申請をしていたものの、会員の皆様に広めていくにはどのようにしていったらいいのか全くの手探り状態でしたが、他の促進委員会のメンバーの方たちとも会合を重ね、私の所属する香川県土地家屋調査士会西讃支部やその他の支部研修会でもオンラインの研修を実施しました。

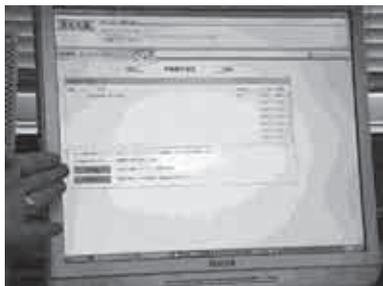
最初は会の皆様も「オンライン申請とはどうやってするのか」ということから入り、最近はずいぶん申請をされている会員の方も増えてきております。

さて、そんな中、香川会丸亀支部の会員の方が初めてオンライン登記申請(特例方式)を行うということでソフト販売会社の担当者とともに、実際に事務所にお邪魔し、拝見させていただきました。

申請する登記事件は分筆登記です。申請情報の作成はA社の申請書作成専用ソフトで作成しCADソフトで地積測量図を作成した後、DocuWorksプリンタ(DocuWorks (5.0))でTiffファイル形式に出力後、申請書作成専用ソフトでXML署名を行い図面の準備は完了しました。

この時、調査報告書が作成されていなかったもので作成すること約1時間、でき上がった調査報告書も申請書作成専用ソフトで電子署名を行い全ての準備が完了し、いよいよ申請です。

始めに法務省オンライン申請システムにログイン→申請情報に電子署名を行い送信→申請完了とやはり有償のソフトは一連の作業がスムーズです。内訳表を作成後一連の書類を取りまとめた、後は登記所の窓口へ「原本提示」に行くだけです。



申請完了画面

後日、法務局か

ら「図面が開かない」との連絡があったと聞き、たまたま申請した法務局が私の事務所の近くだったので直接法務局の担当者に内容を尋ねてみたところ、「存在しない



お父さんうまく行って良かったね

圧縮形式が返却されました」とエラーメッセージが出て図面が開かないとうかがいました。原因は「オリエンテーションタグ=1」でない場合だそうです。このような不具合の原因は、ソフトのバージョンなどが関係するケースが多く、そういった点ではいろいろ難しいところです！

12月のある日、先輩調査士M氏に「オンライン申請はその後どうですか」と電話をしたところ、「パソコンの環境設定はできているが、ただ、うまくできていないか不安で、申請の時に誰かに見てもらいながらやってみようと思っている」とのことです。我が支部のオンライン登記申請促進委員のK氏にお願いしているとのことでした。私もその現場に立ち会わせて欲しいと頼んだところ快諾を得たのでここに御紹介します。

申請事件は、「土地表題登記」、事前に準備されていた書類は、委任状、住民票、登記承諾書です。申請情報作成は、申請書作成支援ソフト(法務省のもの)で作成しました。今回、申請に使用するパソコンは、乙号申請だけをしていたパソコンだったので、念のため“らくらく”でICカード関係のソフトのインストールといった環境設定を行い、パソコンの準備は完了しました。

次に申請情報を作成しようとしたのですが、調査報告書が作成されていなかったためM氏が作成している間にAcrobat9をインストールしておきました。調査報告書が完成して申請情報作成再開です。法務省の申請書作成支援ソフトを起動して新規作成

→フォルダの指定→登記申請書(表示の登記)→登記申請書(表示の登記)(代理申請用)と進んで申請書の内容を入力する画面にたどり着き登記所選択から不動産の表示を入力し、表示、チェックを何回か繰り返し申請情報の準備が完了しました。

ここで調査報告書にAcrobatで電子署名を行い、図面は日調連のXML署名ツールでXML署名を行いました。申請書作成支援ソフトで添付情報を追加し、申請システムにログイン、申請情報ファイルを読み込み、申請書の表示で内容の確認した後に申請情報に調査士ICカードで署名を行った後に送信、確定ボタンをクリックしてオンライン申請完了です。

そこに先輩M氏の笑顔がありました。その後、内訳表に受付番号等を入力し、原本提示用の委任状、住民票、登記承諾書、現地写真(もちろんカラー)、案内図、市の税務課通知用申請書図面を取りまとめ準備は完了しました。後は法務局へ原本提示及び提出するだけです。これで今日の作業は終わりです。

帰りの車の中、K氏と私は「やっぱり現場やなあ」と感じるとともに、とても充実した気持ちでM氏の事務所を後にしました。

後日、M氏よりメールが届きました。ご紹介いたします。

「団塊世代でアナログ人間の土地家屋調査士歴30年の私に、歳末のある日、オンライン申請促進委員長の向井さんからオンライン申請の準備状況の問い合わせの電話をいただいた時の不安いっぱいの返答に堪え兼ねたのでしょうか、一度見てあげようかとの提案を受けました。

ただ、これまでの自分を振り返ると、数年前からのオンライン申請に関する研修会には、必ず出席するも、余り現実感もなく漠然と過ごしてきました。

そんな私に追い打ちを掛けるような情報が(租税

特別措置法第84条の5施行に伴う登記)建物表題登記における登録免許税の減税は、オンライン申請による建物表題登記のみとの条件がついたとのこと…。オ



真剣です

ンライン申請に消極的であった私も本気でオンライン申請を設定しなければと思っていた時のMさんの電話は、正に渡りに船でありました。

当日は、私1人では心許無いのでオンライン申請のベテランK氏の応援も得て初めてのオンライン申請に挑戦です。

とりあえずオンラインの乙号申請は経験済ではあるが、甲号申請は初めてで必要な物の準備を行いました。調査士ICカード、カードリーダー。オンライン申請書の作成はすでに乙号申請で体験していたので、さほど戸惑いはありませんでしたが、添付書類を取り込む時にいろいろな決まりごとに注意をしなければならない点は、今後も苦労する気がしたもの、3時間くらいでやっと初申請が終わり、指導していただいた2人には感謝の気持ちでいっぱいです。土地家屋調査士会の平均年齢が50代後半であることを思えば、私と同じくらい不安感を持っておられる人が多いと思うので、もっと簡素化されたオンライン申請システムの改良が切に望まれます。

最後に、法務省が平成22年末までに行うオンライン申請システムの簡素化が早く実施されることを期待します。」

このように、M氏のK氏や私に対する感謝の気持ちと、今後のオンライン登記申請に対する要望などM氏の熱い想いがしっかりと伝わり、最後に二人の初めて甲号申請をオンラインとする現場に立ち合わせもらって参考になりました。

このオンラインシステムの問題点もいろいろ聞きます。私も疑問に思うところもありますが、まずやってみて、繰り返し経験し、使いやすいシステムにする要望をしていけばいいと思います(それがどこまで通用するかわかりませんが)。また、オンライン申請で疑問に思ったことや分からないことについては、日調連のホームページ「会員の広場」のオンライン申請関連専用掲示板を利用するのも良いかと思えます。ほかにも土地家屋調査士のホームページも色々あり、私も勉強させてもらっています。この文章が掲載される頃には全国の土地家屋調査士の皆様が数多くオンライン申請を行っているといいなと思っております。

外部講師養成講座の開講

～寄付講座における大阪土地家屋調査士会の取り組み～

大阪土地家屋調査士会(以下「大阪会」という。)から始まった、大学での寄付講座を全国に拡大・充実させるため、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)でも広報部の事業計画の中に組み入れ、全国会長会議や会報等を通じて情報提供を行ってきました。

先般、大阪会から日調連に対し「外部講師養成講座の開講について」の通知がありました。これを大阪会の了解を得て全国の土地家屋調査士会に案内をさせていただいたところ、徳島会、愛媛会の会長を始め、長野会、愛知会、石川会、福岡会等、大阪会以外から30名近く参加して総勢70名余の会員が受講しました。今回の研修では大阪会・横山会長の開講の辞で始まり、同・井畑副会長が寄付講座について総括しました。次に同・産学交流学術研究委員会の山脇副委員長が実際に大学の教壇に立って講義された経験談とその心構えについて説明、休憩をはさんでコトハナ・セミナーの木下通文氏が話し方の専門家として受講者一人一人に語りかける実践的な講義で大変わかりやすく好評でした。最後に同・和田広報部長による閉会の辞で3時間におよぶ講師養成講座は終了しました。運営にあたった大阪会の関係者には、資料作成等で大変ご苦勞をおかけしました。改めて感謝申し上げます。本来なら講座全体の報告をしたいところですが、紙面の都合もあり今回は大阪会・井畑副会長による「総括」について報告させていただきます。



講義風景

まず、横山会長から大阪会が取組む大学での寄付講座について、その拡充と育成が重要な課題であり、講師養成の意義について述べられ、開講の挨拶としました。

次に、井畑副会長から、今まで実施してきた寄付講座の総括として、以下のレジュメの項目に従って説明を行いました。

1. 「はじめに」の項目では、寄付講座と土地家屋調査士会・寄付講座と大学・寄付講座と学生と題して、当時、大阪土地家屋調査士会制度研究会で編集した「土地家屋調査士の業務と制度」の執筆者に多くの大学教授を起用し、その出版の趣旨、目的等について説明、意見交換を行っているうちに各教授との交流が始まり、特に京都産業大学では、村田教授と



横山慶子会長挨拶



井畑正敏副会長



山脇優子講師



木下通文講師

の出会いで寄付講座の話が進み、協議が深化していった経緯が話されました。現在では、同大学の受講者は300人を超える盛況ぶりとなっているとのことであり、講師となった会員が日々研鑽を重ね努力することで、自己能力の啓発にもつながり、結果的には優秀な会員の輩出にも寄与していることとなっています。また、寄付講座で学生が一番求めていることとして、自分たちが大学で勉強していることが、社会においてどのように機能し、役に立っているのかを知りたがっており、このことを常に念頭において講義すべきであると説かれました。この法律はなぜ必要なのか、他の法律との比較、判例を考慮し説明することで学生の興味を引きながら講義をすることが大切です。そして、また、1年間のカリキュラムの内容についても言及され、学生には一貫性、連続性をもって理解させることの重要性を強調されました。大阪会の産学交流学術研究委員会では、全国に拡がりつつある寄付講座に対し、教材の検討を始めているとのことでした。

2. 「寄付講座の目的」では、国民がもつ権利の明確化に寄与することを目的とした表示に関する登記制度の担い手の発掘、また業務に対する理解を得て、学生の職業選択の幅を広げる等が考えられますが、一方で、土地家屋調査士としての社会的使命、社会貢献、広報活動の一環としてとらえることもできるのではないかと。また、視点を変えて、土地家屋調査士が大学の教壇に立って教鞭を取ることでステータスを得ることに意義を見出すことにもつながることを強調されました。以下、3. 「受講生にとっての講座、単位取得」、4. 「講座の内容について項目の連続性と分断」、5. 「法学部学生の実体法に対する

思考プロセス」、6. 「レジユメの活用、資料の使い方」等について熱い講義が続き、講師を目指す会員にとって大変有意義な研修となりました。特に、資料として土地制度と歴史的沿革及び判決事例、判例解説等100ページ以上ある冊子が受講者全員に配布され、講師である大阪会・井畑副会長の意気込みが感じられた講義であったことを申し添えて報告とします。

なお、参考までに平成22年1月現在、寄付講座に関する各会の対応は以下のとおりです。

〔実施している会〕

大阪会…近畿大学、関西大学
京都府会…京都産業大学
近畿ブロック協議会…同志社大学
千葉会…明海大学

〔実施予定〕

東京会…国土建設学院

〔検討中〕

奈良会…奈良大学
愛知会…名城大学
香川会…香川大学
愛媛会…愛媛大学

〔資料送付〕

熊本会、宮城会、札幌会

〔外部講師養成講座受講〕

長野会、兵庫会、和歌山会、石川会、福岡会、徳島会

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 大星正嗣

大阪土地家屋調査士 協同組合理事長との 意見交換

大阪土地家屋調査士協同組合は、平成8年に大阪土地家屋調査士会の収益事業部門を引き継ぎ、組合員の福利厚生を図ることを目的として設立され、現在に至っています。平成21年11月19日、この全国で唯一の協同組合の荒平義弘理事長と意見交換をさせていただく機会に恵まれ、組合がどのような形で運営されているのかを取材させていただきました。

大阪土地家屋調査士協同組合は、大阪土地家屋調査士会会員であり、協同組合へ出資金(一口10,000円)を預けることで加入できます。協同組合の事業として次の4部門が設置されています。

1. 購買事業部…業務に必要な用紙類の共同仕入による販売や商品開発、登記印紙・収入印紙の販売
2. 斡旋事業部…事務用品及び消耗品等の共同購入、図書・機器等の購入斡旋販売、組合ブランド商品の開発・研究・販売
3. 情報事業部…協同組合だよりを会報に掲載し、活動の案内を行なう。大阪会会員専用ホームページでの商品紹介等の情報提供
4. 厚生事業部…慶弔見舞金の支給、土地家屋調査士賠償責任保険、拠出型企業年金保険、団体所得補償保険、労働保険等の団体振込制度を活用した加入斡旋、事務手続きの代行業務、ボーリング大会の実施、ゴルフ場・旅行の斡旋等の福利厚生事業

以上、簡単に取扱業務の紹介をさせていただきましたが、組合員のニーズに対応したきめ細かなサービスが提供できる体制が整っています。ここで紹介した事業以外にも、協力業者の紹介や協力業者からの特典・割引サービス等の案内、組合員から中古測

量機材を買い取り、新入会員向けにリースするというリース業務の実施なども行なっています。ただし、設立にいたるまでは、並々ならぬ苦労があったこともお聞きしました。大阪府の審査が厳しく、設立の認可がなかなか下りなかったこと、設立同意者の数を多くしてしまったために、すべての同意を受けるのに大変な労力を要したことなど、初めて取り組むが故の諸問題があったことも事実です。そういった諸問題を一つ一つクリアされていった熱意には頭が下がります。

設立後の話をお聞きする中で、協同組合として単にサービスを提供するだけではなく、いかに収益を上げるか腐心するという「大阪商人氣質」を垣間見ることができました。

例えば、購買事業部の中の登記印紙・収入印紙の販売に関しては、商品開発会議の後の酒の席での





ちょっとしたアイデアからスタートして、今や組合の基幹事業となっているとお聞きしました。印紙販売を事業化するための様々なハードルを乗り越えるバイタリティに商人道を感じます。加えて、法務局におけるコインコピー事業においても、様々な条件を勘案した上で、利益を生むことができるという確信のもと、大阪法務局管内において堺支局を除くすべての法務局でコインコピー業務を落札し、利益を上げておられます。この業務に関する事前の算盤勘定に狂いがなかったことも特筆に価するでしょう。

ここで忘れてはならないのが、協同組合が上げた収益は、大阪土地家屋調査士会会員への福利厚生事業へと形を変え、大阪会の運営の一助となっているということです。そこには「相互扶助」の精神がベースとなり、会員が他の会員を支えるというサイクルが生み出されています。また、協同組合が福利厚生事業を担当することで、大阪会の事務負担を軽減していることも見逃せません。さらに、大阪会が抱えていた、保険に関する事務委託費用負担に関する問題をも解消するという相乗効果をもたらしました。

協同組合は、土地家屋調査士会と異なり、営利を目的として活動しても何ら問題はありません。利益を生むような良い企画があれば、その企画を商品化し利益を上げ、諸々の事業が充実することで組合員へのサービスが向上するというプラスの連鎖が生まれます。これまで、土地家屋調査士会が予算上・課税上の問題で見送らざるを得なかった事業、例えば出版事業や各土地家屋調査士会が独自に開発した商品の販売事業などで利益を生むことが可能になります。

そして、生み出された利益は、組合員向けのサービスや会務の充実へと結びつく…。大阪会だけでは勿体無い活動だと感じるのは私だけでしょうか？

しかしながら、荒平理事長は次のようにも仰っています。「連合会として協同組合を作るのは、原則として無理だと思います。各単位会に協同組合が設立されて、その連合という形であれば別ですが…。厳しいことを言うと、会員数の少ない土地家屋調査士会では組合の運営そのものが難しいでしょう。出資金以外に賦課金をいただかなければならないと思います。また、新しく設置された協同組合において基幹となる事業がなければ、運営面を困難にする要素となるでしょう。」

確かに、大阪会は会員数が1,000名を超え、組合員が976名という規模を誇っています。売上げの金額も、小規模な土地家屋調査士会の予算額に匹敵するような金額になるでしょう。大阪会のケースが、全国一律で適用できるとは思えませんが、ならば単位会の枠を超えてブロック単位での設立を検討してみるのは不可能でしょうか？荒平理事長は、ご自身、大阪会に所属される土地家屋調査士でいらっしゃると思います。設立にあたっての諸手続や問題点、運営のノウハウは熟知されており、一度お話を聞かれてみるのも一つの方法だと思います。現代のようなネット社会においては、無理に協同組合の事務局を設置しなくてもインターネットのサイト上で事業化することも可能と思われれます。当然、実施可能な事業と不可能な事業は、大阪会の協同組合のそれとは異なると思いますが、様々なケースを想定し検討してみる価値はあるのではないのでしょうか？

最後に、取材に同席された大阪会関係者の方が、「大阪会に協同組合があるのは精神的な支えになっています。」と口にされていたのが印象的でした。これは、相互扶助の精神を根底に感じているからこそこの言葉であると思います。設立されて13年目を迎える協同組合が、しっかりと大阪会に根付いており、求心力になっていると感じられました。大阪土地家屋調査士協同組合と荒平理事長の多忙な1年が始まりそうな予感です。

取材：広報員 生月和晴

土地家屋調査士の職業倫理研修会 in 福島

平成21年11月30日、福島県郡山市熱海町「郡山ユラックス熱海」において福島県土地家屋調査士会の研修会が開催された。

福島県土地家屋調査士会会員305人中234人の会員が出席し、真剣に講義を受けていた。

この会場は、郡山市内から西に約16km離れた温泉地にあるが、磐越自動車道からも近く、駐車スペースも広く設けてあるため、車で移動することの多い我々には利用しやすい場所である。

また、スポーツのできる多目的ホールや温水プール、温泉施設もあり、会議の後に温泉で休憩してから帰宅する会員もいるようだ。

研修会は午前10時から正午まで税理士・司法書士の郡司洋一先生による「土地家屋調査士として知っておきたい税務知識」の講義が行われ、午後1時より日本土地家屋調査士会連合会関根一三副会長による「土地家屋調査士の職業倫理」副題「土地家屋調査士倫理規程の解説」の講義が行われた。

関根副会長の講演の前半は日調連報告ということで、各部の業務の説明がなされた。

- ・制度対策本部の専門部会は緊急的、政治的な問題に対応する組織。
- ・総務部は各土地家屋調査士会から寄せられる照会への対応が多い。
- ・財務部は賠償責任保険の対応も行っている。
- ・業務部は不動産登記規則93条調査報告書の検討、業務形態・報酬の実態調査、登記基準点の取扱いも対応している。



会場前 案内看板



日調連 関根副会長

- ・研修部はCPDの検討(システムの開発)、ADR認定土地家屋調査士の研修会、新しい研修体系の検討を行っている。
- ・広報部は広報誌、パンフレット等の発行、制度制定60周年記念事業の広報を行っている。
- ・社会事業部は法14条地図作成作業地域の拡大、筆界特定制度、ADRセンター、業務受託環境の整備等の検討を行っている。
- ・研究所は日調連のシンクタンク的役割、その他は別紙の組織図により、各プロジェクトチーム、委員会の紹介及びその業務内容の説明があった。

後半の土地家屋調査士倫理規程に関しては、

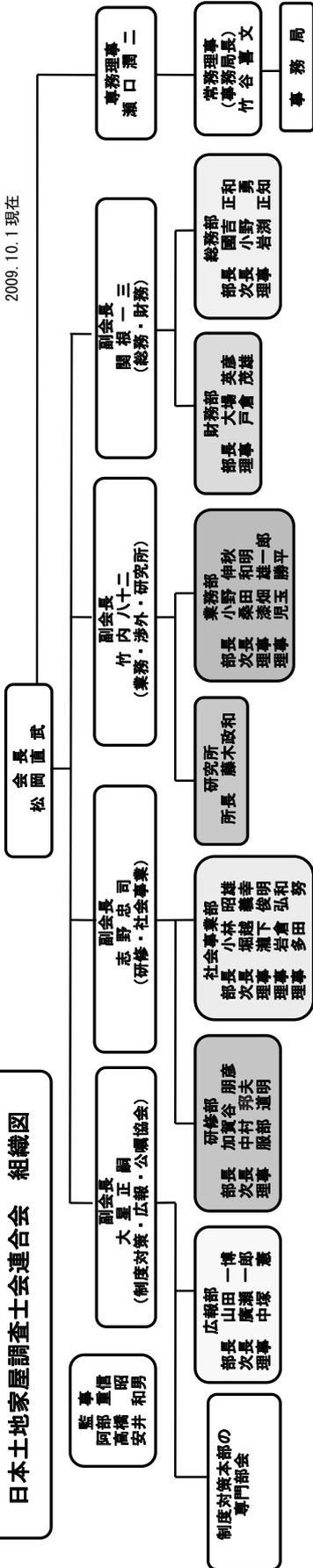
- (1) 職業倫理として、「倫理と道徳及び法律との結びつき」、「各種職業との倫理観の違い」、「社会的責任や説明責任、賠償責任等の責任があること」の説明がなされた。
- (2) 倫理規程の必要性として、「今までは倫理綱領があったこと」、「資格者倫理の必要性」、「国民にアピールし且つ自ら守ることの重要性」について具体的な説明があった。
- (3) 土地家屋調査士倫理の解説として、各条文の解説とその懲戒事例の説明がなされた。

我々土地家屋調査士はこの倫理規程に従い、適切な業務を行うことにより国民から信頼のある資格者として認知されるようにならなければならない。

取材：広報員 田原浩之

2009. 10. 1 現在

日本土地家屋調査士連合会 組織図



登録審査会
松岡直武 (日調連会長)
小野潤厚 (民事二課長)
飛沢健志 (学識経験者)
松尾英夫 (学識経験者)
関吉正和 (総務部長)

法務委員会
下川健策 (相談役)
小野章文 (常務理事)
竹谷幸文 (常務理事)
井畑正敏 (大阪会)
清水規廣 (顧問弁護士)

60周年準備委員会
大星正嗣 (副会長)
関根一三 (副会長)
関吉正和 (総務部長)
大場英彦 (財務部長)
小野伸秋 (業務部長)
加賀谷一博 (広報部長)
山田一博 (広報部長)
小林昭雄 (社会事業部長)
藤本政和 (研究所長)

登録局運営委員会
関吉正和 (総務部長)
堀越義幸 (社会事業部長)
廣瀬一博 (広報部長)
神前泰幸 (大阪会)
関根一三 (副会長)

日調連技術センター
小野伸秋 (業務部長)
堀元均 (副部長)
黒田博雄 (大阪会)
神前泰幸 (大阪会)
今瀬勉 (岐阜会)

日調連フータセンター
小野伸秋 (業務部長)
神前泰幸 (大阪会)
堀元均 (副部長)
安藤一典 (東京会)

日調連要領委員会
森田和明 (業務部次長)
堀越一博 (業務部理事)
宮嶋泰 (大分会)
古川豊生 (愛知会)
茶谷和裕

共済会幹事会
関根一三 (副会長)
大場英彦 (財務部長)
戸倉茂雄 (財務部理事)

登記基準点評価委員会
坂元均 (鹿儿岛会)
柳田孝男 (岩手会)
黒田博雄 (兵庫会)
今瀬勉 (岐阜会)
志野伸秋 (学識経験者)
清水英範 (学識経験者)
大瀬茂 (学識経験者)
坂巻量均 (鹿児島会)

登記基準点有識者会議
清水英範 (学識経験者)
大瀬茂 (学識経験者)
坂巻量均 (鹿児島会)

業務統計等検討会
堀越義幸 (社会事業部次長)
原田勝平 (業務部理事)
声澤文博 (長野会)
井上克己 (東京会)

研究部
戸田和章 (京分会)
宮嶋泰 (大阪会)
柳田孝男 (岩手会)
柳本伸治 (栃木会)

日調連ADRセンター
庄次次 (特委川会)
小野彰 (学識経験者)
小野浩志 (総務部次長)
杉山正美 (山口会)
北村秀彦 (滋賀会)
高橋一修 (愛媛会)
三宅三郎 (千葉会)
志野伸秋 (副会長)
小林昭雄 (社会事業部長)
多田勇 (社会事業部理事)

オンライン登記推進
関根一三 (副会長)
関吉正和 (総務部長)
小野伸秋 (業務部長)
藤田勝平 (業務部理事)
廣瀬一博 (広報部長)
竹内八十二 (副会長)
志野忠司 (副会長)
関根一三 (副会長)
中野昭幸 (大阪会)
神前泰幸 (大阪会)
原田勝平 (業務部理事)
廣瀬一博 (副会長)

14条地図作成作業
精進対応PT
志野忠司 (副会長)
小林昭雄 (社会事業部長)
堀越義幸 (社会事業部次長)
関吉正和 (総務部長)
小野伸秋 (学識経験者)
三嶋博之 (東京会)
中野博之 (岐阜会)
大塚正博 (電知会)
泉清博 (電知会)

業界特定制度対応PT
志野忠司 (副会長)
小林昭雄 (社会事業部長)
岩倉弘和 (社会事業部理事)
関根一三 (副会長)
竹内八十二 (副会長)
関根一三 (副会長)
関吉正和 (副会長)
関根一三 (副会長)
関吉正和 (副会長)
関吉正和 (副会長)
関吉正和 (副会長)

CPD運営委員会
加賀谷朋彦 (研修部長)
中村邦夫 (研修部理事)
服部道明 (研修部理事)

CPD評価検討委員会
清水英範 (委員)
有馬厚彦 (委員)
山野昌夫 (委員)

広報員
石野真男 (東京会)
赤瀬一博 (神岡会)
佐藤栄二 (大分会)
田原浩之 (福島会)
生目和晴 (福山会)
金岡圭子 (札幌会)
深見実男 (札幌会)
井上拓也 (電知会)

業務受託環境整備PT
志野忠司 (副会長)
関吉正和 (総務部長)
小野昭雄 (社会事業部長)
山田一博 (広報部長)
廣瀬一博 (大阪会)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)

業務領域問題対応PT
大星正嗣 (副会長)
関吉正和 (総務部長)
小野昭雄 (社会事業部長)
堀越義幸 (社会事業部次長)
関根一三 (副会長)

公關協会についての諸規則整備検討会
関根一三 (副会長)
関吉正和 (総務部長)
小野昭雄 (社会事業部長)
加賀谷朋彦 (研修部長)
志野忠司 (副会長)
大星正嗣 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)

地図対策室
竹内八十二 (副会長)
小林昭雄 (社会事業部長)
山田一博 (広報部長)
堀越義幸 (社会事業部次長)
関根一三 (副会長)
志野忠司 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)

特別研修運営委員会
加賀谷朋彦 (研修部長)
岩倉弘和 (社会事業部理事)
志野忠司 (副会長)
関根一三 (副会長)
関根一三 (副会長)

静岡県土地家屋調査士会事務局

我が静岡会は、東海道本線(JR東海)の東静岡駅近くに土地を購入、会館を建築し、平成15年5月より活動拠点となっていますが、それ以前は静岡市街地の建物区分所有の事務所で業務を行ってまいりました。同駅は平成10年より「東静岡地区新都市拠点整備事業」の一環として新設されました。なお、平成17年、旧静岡市と旧清水市が、「市町村合併支援プランによる緩和措置」の適用を全国で初めて受け、政令指定都市として静岡市が誕生しました。厳しい経済環境下で新庁舎等の建設は据え置かれていますが、国際化、情報化等の未来に対応した都市機能を備え、新しい都市拠点の形成を目指し、土地区画整理事業が進められています。現在、この地区では、都市開発工事が至る所で施工され、将来の中核拠点としての様相を見せ始めており、その一角に当会館があります。会館を一步踏み出せば、眼前に雄大な富士山を仰ぎ見ることができます。国の象徴である富士山は、古代より「フジ」と呼称されていたようですが、武士道が発達した鎌倉時代以降、「土に富む山」として漢字で「富士山」と書くようになったと、年配者に聞いたことがあります。

県西部の浜松地域は、今でいうベンチャー企業のはしりである、ホンダ・スズキ・ヤマハ等の創業地であり、浜松城や静岡市の駿府城は、徳川家康の江戸幕府創設前の拠点として、また、隠居後の住まいにもなりましたが、歴史のいたずらか、黒船来港後、最後の将軍、慶喜が大政奉還後、余生を過ごしたのもこの駿府城でした。

一方、県東部の伊豆地域は、鎌倉幕府の初代執権となった北条氏領でありました。事程左様に天下人が一時期を過ごした歴史的に由緒ある県土です。

また、気候の温暖な地域で自然の幸にも恵まれ、美味しい物が沢山あります。川からの恵みウナギ、海からは桜エビ、シラス、まぐろ、かつお、そして、静岡といえば茶摘み歌もあるお茶でしょうか、静岡にお越しの際には是非、全てをご賞味いただければと思います。

自然を享受しているだけではありません。昨年お台場で勇姿を見せた実物大ガンダムが、7月に東静岡駅前にやって来ます。そうです！静岡市にはガン

ダムのバンダイホビーセンターを初めとして、プラモデル生産で、知る人ぞ知る世界のタミヤがあり、毎年5月開催の静岡ホビーショーでは全国から約7万人の愛好家が集まり、賑わいを見せます。

また、集客といえば、毎年11月に開催される大道芸ワールドカップ in 静岡が全国的に知られているかと思います。1992年の開始以来、参加者が年々増えて、現在では200万人規模の集客を誇る一大イベントにまで成長しました。

観光紹介ばかりになってしまいましたが、静岡会の概略をお伝えします。平成21年12月末現在の会員数は604名、法人会員7法人。県内3ブロック(東部、中部、西部)を15支部に分かれて構成されています。平成21年度予算額は約1.26億円です。事務職員は、事務局職員整列写真の左から、嶋村、石川、浅田、河合の男性1名、女性3名の構成です。新たな未来に向け、事務局4名で静岡会発展に貢献できるよう、頑張ってお参ります。(静岡県土地家屋調査士会)



執務風景



調査士会館



職員



富士山

静岡県土地家屋調査士会

〒422-8006

静岡県静岡市駿河区曲金6丁目16番10号

TEL : 054-282-0600 FAX : 054-282-0650

URL : <http://www.shizuoka-chosashi.or.jp/>

MALL : info@shizuoka-chosashi.or.jp

熊本県土地家屋調査士会事務局

熊本県の人口は約182万人強で、九州の中央に位置し、他の6県全ての県と内海(有明海)を含め隣接しています。

県の東部には世界一のカルデラ活火山「阿蘇山」があり、「火の国」熊本のシンボリックな存在として親しまれています。西部には江戸時代初期のキリシタンで島原の乱の指導者とされている「美少年天草四郎」と、風光明媚な観光地として知られています天草の島々があります。

また、中央には熊本平野・八代平野が広がっており、八代平野では米の裏作として豊表の原料となる藎草いぐさが栽培され、その栽培量は日本一で全国の約8割のシェアを占めています。八代平野をつくる、いくつかの河川のうちに日本三大急流の一つである球磨川もあります。

熊本会の調査士会館は人口約68万人の熊本市にあり、平成元年10月に竣工し3階建てとなっています。1階が駐車場及び倉庫で、2階は事務室及び応接室兼会議室兼会長室、3階は事務室及び境界情報管理センター室となっており、2階の事務室に土地家屋調査士会事務局、3階の事務室に公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局があります。

調査士会館は、平成元年11月に熊本市大江4丁目から現在の渡鹿3丁目とろくに移転して丸20年が過ぎました。現在地は通称「託麻原本通り」に面しており、以前は商店街であり人通りも多かったと聞いており、その面影は今も残っていますが、時代のすう勢か現在は商店もまばらで寂しくなっています。

会員数は年々減少傾向にあり、現在、8支部調査士会員292名、法人会員3法人です。目下、熊本市が平成24年4月1日政令都市移行を目指し近隣の町との合併、また、法務局の統合等により支部の再編が検討されています。

平成21年度の予算額は72,648,915円ですが、平成21年度の特徴として、社会事業部に所属する「境界紛争解決支援センターくまもと」設立関連の予算が本会の事業費としては突出しています。当該センターは平成21年9月5日に設立し、今後の活動が期待されます。

事務局は、熊本支部及び九州ブロック協議会の事

務局も兼ねており、宮森事務局長、田代事務主任、津口職員の3名で互いに協力し合い、事務を処理しているところです。

研修会開催等の際には人員不足の感は否めませんが、会員の皆様の期待に沿うよう職員全員執務に励んでいる日々です。



応接室兼会議室兼会長室



会館全景



事務室

熊本県土地家屋調査士会

〒862-0970

熊本市渡鹿3丁目14番21号

TEL : 096-372-5031 FAX : 096-372-5057

URL : <http://www.kuma-cho.com/>

E-mail : kuma-cho@nifty.com

広報最前線

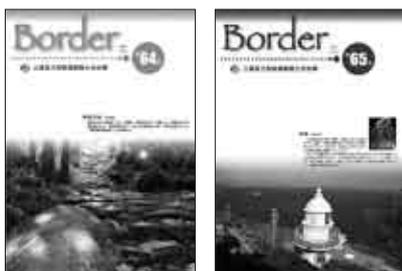
三重

小さなことからコツコツと はじめに

南北に長い三重県は、北は名古屋圏に最も近い桑員支部から伊勢湾沿いに石油コンビナートで知られる四日市支部、F1グランプリ開催地の鈴鹿支部、県庁所在地の津支部、松阪牛で有名な松阪支部、式年遷宮で盛り上がる伊勢支部、南は太平洋沿いに世界遺産に指定された熊野古道で有名な紀北支部と熊野支部、西は大阪圏に最も近く伊賀忍者の里で知られる伊賀支部の9支部299名の会員により構成されています。この三重会の広報担当は担当副会長と理事4名のみであり、委員会等は設置されていません。このような状況の中、今年度の広報活動は「小さなことからコツコツと」をテーマに掲げて活動を行っております。

継続的な活動

① Border という名の会報誌を年2回(新年号と夏号)発行してお



会報表紙64号
会報表紙65号



駅前看板

ります。今年の新年号で第65号となりました。会長、法務局長の挨拶から始まり、各部、各支部の報告や、旬の話題を「特集」として投稿やインタビュー形式で掲載しております。

- ②平成20年度には、会事務局の最寄り駅である近鉄津駅前に広報看板を設置しました。1.8m×3.6mの大きさで駅ホームから良く目立つこともあり来年度以降も継続していきます。
- ③ホームページで広告して、毎月2回、予約制による無料登記相談会を開催しておりますが、こ

れは当会では企画社会事業部が担当しております。

今年度の活動

平成21年度は役員改選があり、広報担当は一人を除いて新メンバーに替わりました。(三重会の伝統?)手始めに公嘱協会の活動に便乗させてもらい、志摩市総合防災訓練にブース出展し、広報活動を行いました。内容は、広報用リーフレットを入れたクリアファイル及び会の名前を印刷した風船(ヘリウムガス)とポケットティッシュを訪れた人に配り土地家屋調査士制度の広報活動を行いました。道行く一般の方々にこのような広報活動をするのは初めてだったこともあり、手応えを感じた我々広報部では、津市で開催される伝統的なお祭りである「津まつり」にもブース出展し、活動を展開しました。



志摩市総合防災訓練



津まつり

■「津まつり」について

寛永12年(1635年)時の藩主、2代藤堂高次公が藩費を貸し出し、まつりを奨励したことによって盛大になったのが「津まつり」の起源であり、津まつりは、戦時中から戦後数年は中止されていましたが、昭和31年、分部町唐人踊りの復活に伴い、年々賑わいを取り戻し、昭和43年から「高虎時代行列」、昭和47年には「市民総踊り」、平成3年には和船山車「安濃津丸」、そして平成11年には「安濃津よさこい」が加わり、現在は370余年の歴史を誇る伝統行事として親しまれ、津市の一大イベントとなっています。

昨年の津まつりは、10月10日と11日に開催され、訪れた人数は約39万人。この中でブース出展(6帖大のテント1張)をおこない、前出の風船700個、ポケットティッシュ2,000個、リーフレット・クリアファイルなど600セットをお配りするとともに、境界標の設置現場の写真等を展示し、無料登記相談会も同時開催しました。また、土地家屋調査士の業務を知ってもらおうとブースにトータルステーション(TS)を持ち込み、「挑戦!あなたの距離感は何?」と題したノンプリモードでの距離当てクイズを行い、たくさ



広報グッズ

んの方々にTS操作を体験していただきました。また、その参加賞として、100円ショップで仕入れたコンベックスに会の名前をシールで貼ったものをお渡ししましたが、なかなか100円には見えないらしく、皆さんありがたそうに受け取っていただきました。次回はGPSを持ち込んで、自分の位置を座標や経緯度で知ってもらえるように企画したいと思っています。

■その他の活動

津まつりのためにたくさん作ったポケットティッシュを有効活用すべく、市役所の支所(四日市市役所川島地区市民センターと志摩市浜島支所)の窓口にも置かせてもらい、近くの広報担当理事が補充

を行っております。

このポケットティッシュの裏側は透明ポケットになっており、会員各自で印刷物を挟み込んでPRに活用できることから、その活用方法を提案するとともに、希望する会員に有料でお分けして、一人でも多くの会員に広報活動をしていただけるようにも考えております。

私たち広報部だけでできることには限りがありますので、多くの人が集まるところに出かけたり、または多くの会員に協力してもらえようような効率的な広報活動を展開していきたいと思っております。「小さなことからコツコツと」

三重県土地家屋調査士会
広報厚生部長 川井一浩

地理空間情報フォーラム2009

会員論文発表④

寄付講座による後継者育成の試み

大阪土地家屋調査士会
和田清人

寄付講座

土地家屋調査士会近畿ブロック協議会では、大学の法学部に「土地家屋の調査と表示の登記」と題した寄付講座を提供している。平成14年に京都産業大学の村田博史教授の多大なご尽力をいただいてスタートし、今では同志社大学、関西大学、近畿大学を合わせた計4校で授業を行っている。

寄付講座とは、大学における奨学を目的とした民間等からの寄付(講師料、交通費等の負担など)を活用して、大学の教育研究の豊富化・活発化を図る、産学連携の流れを汲む事業の一つ。

われわれが提供する講座は、前期課程の13～14講座(1講座90分)を土地家屋調査士が講師を務めるというものである。土地・建物の登記手続の実務をはじめ公図の見方や土地の境界に関する歴史など、土地家屋調査士が日常行っている表示登記や境界問題について学生にその実際を教え、考査を行い、一定の基準をクリアした者に単位を与える正規カリキュラムに位置付けられている。また、この講座の受講生を対象に、夏季にインターンシップ生を受け入れる。例年、5～10名程度の学生に、公募による一般会員の事務所で実務を経験してもらっている。

学生は、民法「物権」の授業で所有権を中心とした権利の対抗要件としての登記手続きについては学ぶ。しかし、「権利の客体及びその公示方法」そのものについては学ぶことが予定されておらず、表示登記に触れる機会はほとんどないというのが実情である。

しかし一方で、不動産登記法では、国民は義務として表示登記を申請しなければならないと定められており、かつ、学生にとっても社会に出てから、経済活動の基盤である不動産についての知識が必要であることは言うまでも無い。

そこで、われわれ土地家屋調査士が、制度のPR

を兼ねて表示登記にまつわる教育の一端を担おうと開講したのが本講座である。

講義では、下記カリキュラムに沿い、表示に関する登記全般から、測量理論、土地制度の歴史、境界論、ADRなどを一人の会員が2講程度ずつ担当する。

回数	日付	講義内容
1	4月10日(金)	ガイダンス/表示の登記(総論)
2	4月17日(金)	表示の登記に関する調査
3	4月24日(金)	建物に関する表示の登記Ⅰ
4	5月1日(金)	建物に関する表示の登記Ⅱ
5	5月8日(金)	建物に関する表示の登記Ⅲ(区分)
6	5月15日(金)	土地に関する表示の登記Ⅰ
7	5月22日(金)	土地に関する表示の登記Ⅱ
8	5月29日(金)	測量に関する理論と実務Ⅰ
9	6月12日(金)	測量に関する理論と実務Ⅱ
10	6月19日(金)	土地制度の歴史的沿革
11	6月26日(金)	境界に関する理論と実務
12	7月3日(金)	土地家屋調査士の司法参加
13	7月10日(金)	境界特定制度と境界ADR

平成21年度寄付講座カリキュラム表(一例)

ほとんどの学生が、土地家屋調査士という資格すら知らず、表示の登記と権利の登記の区別もよくわからないという状態からスタートする。しかし、学生にとっては、学者ではない実務家の授業は新鮮に映ららしく、特に体験談には興味深く耳を傾けてくれている。

また、出席カードの代わりに提出してもらった質問票に熱いメッセージを書いてくれる学生も多く、大きな手ごたえを感じている。

学生からは、次のような感想が寄せられている。

「私は、司法書士になるため勉強していますが、土地家屋調査士については何も知りませんでした。この授業で、とても身近なところに表示の登記があ

ることを知り、さらに理解を深めていきたいと思いました。]

平成14年度当初は約80名の受講生でスタートした寄付講座であるが、年々受講生が増加し、ある年度には当初予定されていた教室に学生が入りきらずに急遽教室を変更してもらう事態も発生したほどである。

インターンシップ

寄付講座の延長として、毎年8月末に学生インターンシップ生を受け入れている。本講座の受講生を対象に、公募により選ばせていただいた一般会員の事務所で実習してもらう。

2週間の実習のうち1日は裁判所の見学と傍聴を行う。

ちなみに、平成20年度は7名の学生をお預かりした。

日程	
平成20年	
8月18日(月)	10:00 開講式 (於 大阪土地家屋調査士会) ? 12:00 終了 実習生は解散後各事務所へ
8月19日(火)~	各事務所実習
8月26日(火)	各事務所実習後 13:30 京都地方裁判所にて法廷の傍聴・中間報告会 ? (兼合13:15 京都土地家屋調査士会) 16:00
8月27日(水)~	各事務所実習
8月29日(金)	各事務所実習後 16:00~ 成果発表・閉講式(大阪土地家屋調査士会) 17:00~ 懇親会

平成20年度インターンシップ日程

開講式当日は、緊張した面持ちでそれぞれの受け入れ事務所へ向かった学生たちも、2週間の実習を終えた閉講式では、自信に満ちた表情を見せている。「調査士になります!」と宣言する学生もいた。

調査士実務を経験することで、法律に書かれたことと実社会の動きとのギャップを認識し、机上の勉強だけでは得られないものを掴んでもらえるということを痛感している。インターンシップを終えた学生からの感想を以下に列挙する。

「私は、土地家屋調査士の仕事は、測量して登記をすればよいと単純に思っていました。しかし、それは表面的なことであり、最も大切なことは立会いだと教えていただきました。]

「法務局で何年も前の登記簿や資料を見た時に、この仕事はこれから何年も経った後にも役に立つ仕事であるということ強く感じました。]

「境界を決めるための立会いでは、両者の意見を聞き、資料と照らして検証していました。多岐にわたることのできる土地家屋調査士は、すごく魅力のある仕事だと思います。]

「国民生活の基本となる『衣食住』の『住』の対象である土地・建物にどのような権利が備わっているかを学びました。将来、土地家屋調査士になり、学んだことを生かしたいと思います。]

学生たちにとっては、将来の進路を決める大切な時期に、寄付講座やインターンシップを通じて実務家やいろいろな関係者と出会い、知らなかった世界を見聞・体験できることはとても大きなチャンスであろうと考える。ぜひこの経験を活かして、社会に出てから活躍して欲しいと願っている。

この一連の講座は、もちろん土地家屋調査士試験対策講座ではない。ところが、授業を聴いて土地家屋調査士の仕事に興味を持ち、インターンシップを希望する学生が多いのも事実である。さらに、インターンシップ生として受け入れた学生が、「大学を卒業後、土地家屋調査士を目指すために測量専門学校に入学しました。」という感極まる報告をもらった会員もいる。

本講座を受講し、「土地家屋調査士」という資格を知り、われわれの業務や制度を理解してくれている学生たちが、毎年社会へと巣立って行くことを、とてもうれしく、また誇らしく思っている。

今後の取り組み

講座を提供する大学が増え、講師陣も単位会を跨いだ混成チームになると、従来のように講師自身の経験や講師間の情報伝達だけに頼っている、スムーズな講座運営が維持できないことが危惧された。

そこで、大阪会では平成20年度に、組織としての体制整備のために「産学交流学術研究委員会」を立ち上げた。

この委員会の役割は大きく3つある。

- ①統一テキストの作成…講師にとって最大の負担は、「何を話すか」を構築することである。他の講師と話が重なってもいけないし、伝えるべき内容が漏れてもいけない。13講の一連の流れを把握し、自分が担当する講で話すべき内容を決め、資料を集め、90分のボリュームに調整し、レジュメを作成することは大きな負担である。この負担を軽減すべく、統一テキストの作成に着手した。昨年度は、講師陣のご協力のもと、一連の講座の骨子案を作成した。今後、各パートのレジュメ案を構築することで、講師の負担無く全ての大学において一定水準の講義を提供できるようにしていきたい。
- ②講師の発掘・育成…他の会務と同様に、講師のなり手が見つからないのが現状である。寄付講座スタート時から8年間通してお引き受けいただいている講師もいる。今後、さらに大学が増えることを考えると、講師の発掘は急務である。そこで昨年度は、研修部とのタイアップで「講

師養成講座」を開催した。大学での講義に関心を持つ会員を公募し、外部から話し方セミナーの講師をお招きして、人前で話すことの基本をお教えいただいた。ここから、3名の新講師と、5名ほどの講師候補者が名乗りを上げてくれた。この講座は今後も継続開催していく予定である。

- ③会員への周知・理解促進…残念なことに、寄付講座の取り組みを知らない会員もいる。会としては、その意義をきちんと理解いただきたいという思いがあるし、また、講師への立候補など会員の協力をお願いしたい一面もある。今後も、研修会や会報その他で一般会員の理解・周知への働きかけを継続していく。

最後に、大阪会の先輩方が点した小さな灯が、京都、近畿ブロック、そして本年度は千葉会へと、ブロックの枠を超えて広がっていくことに深い感慨を覚える。

この寄付講座が、土地家屋調査士全体の財産となることを確信し、報告を終える。

寄付講座による後継者育成の試み

大阪土地家屋調査士会 和田清人

寄付講座とは

- ・大学・研究機関の外部から、
- ・寄付された資金や人材を活用し、
- ・研究や教育を行う事業。

（「ウィキペディア」より）

土地家屋調査士会の寄付講座

- ・講座名：土地家屋の調査と表示の登記
- ・対象：法学部
- ・前期課程の13～14講座（1講座90分）
- ・土地家屋調査士が講師を務める
- ・講師料、資料代等の一切を会が負担
- ・審査を行ない、単位を付与
- ・夏休みにインターンシップ生も受け入れ

講義風景



カリキュラム（一例）

期数	科目	講義内容
1	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
2	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
3	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
4	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
5	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
6	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
7	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
8	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
9	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
10	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
11	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
12	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
13	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割
14	土地家屋調査士法	土地家屋調査士の業務と役割

今後の取り組み

- ・「産学交流学術研究委員会」を設置

↓

- ①統一テキストの作成
- ②講師の発掘、育成
- ③会員への周知、理解促進

オンライン申請制度について

東京土地家屋調査士会
山本憲一

はじめに

行政手続のオンライン化については、(「e-Japan戦略」2001年(平成13年)1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする。」と定められたことを受け、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)等を制定し、基盤整備を進めている。

また、政府は国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度(平成22年度)までに50%以上とする目標(2006年(平成18年)1月19日IT戦略本部決定)を掲げている。

平成17年3月に不動産登記申請についてもオンライン申請が導入されたが、普及されたとは言いがたい。普及しない理由には書面申請の方法が残されたため、あえてオンラインで申請する必要がないことや、コンピュータの環境設定の煩雑さに加え、登記識別情報に対する信頼性の低さなどが挙げられる。

政府はIT基本戦略の中で電子政府の目標を掲げており、ユビキタス社会の構想を示している。またオンライン利用拡大行動計画(2008年9月 IT戦略本部)では具体的な施策を挙げている。以下ではまず、オンライン申請の現状と問題点を整理し、目指す方向性を再確認してみたい。

オンライン申請の現状と問題点

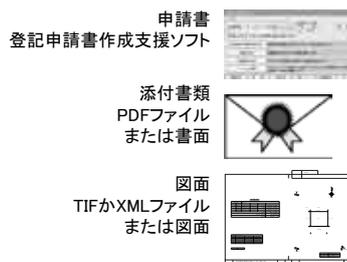
平成20年度のオンラインによる申請利用率は約8%程度である。申請の方法は、申請情報については登記申請書作成支援ソフトを利用し、添付情報は書面を送付するかPDFファイルにして送信する。平成20年1月より特例方式が導入され、添付情報に書面により作成された添付情報が含まれる場合や作成者が電子署名できないために電磁的記録により添付情報を提供することができない場合であっても、オンライン申請が可能になった。

特に、委任状も別送によることができるから、資格者代理人により行われる申請にあっては、申請人の電子署名・電子証明書が不要になる。

問題点としては、公的個人認証の普及の遅れ、書面の電子化による事務の煩雑化、申請人へのメリットがない等が挙げられるが、今のオンライン申請はそもそも本当に「オンライン」といえるかという根本的な問題がある。書面申請の方法を単に電子的に焼き直しただけで、オンライン申請(ユビキタス社会)の目指す方向性を見落としている。

オンライン申請の現状と問題点

オンライン申請の方法 申請者



オンライン申請の現状と問題点

オンライン申請の問題点

- (1)公的個人認証の普及の遅れ
- (2) PCの環境設定の煩雑さ
 組合わせ: OS×アクロバットVer
- (3)オンラインによる申請人へのメリット0
- (4)書面の電子化による事務の煩雑化
- (5)利用時間に制約がある。

添付情報がPDF又はTIFFファイルの場合、画像情報なので生きた利用ができない。また、登記官はオンラインで送られてきたものを出力して審査することとされている。もともと書面になっているものを電子化し、最後にまた書面に打ち出すのでは手間と紙の無駄といわざるを得ない。

政府は利用促進策として時限的減税措置や特例方式の導入を決めたが、この中にもユビキタス社会への適応という視点が見えない。

オンライン申請の現状と問題点

書面申請の方法を電子的に
焼き直しただけ

それでもオンラインとい
えるのか？

特例方式の導入等による利用促進
→ユビキタス社会への適応という視点がない

オンライン申請の今後

ユビキタス社会におけるオンライン申請とはどのようなものなのか？

2008年9月IT戦略本部では「オンラン利用拡大行動計画」を示し、将来のオンライン申請のあり方を述べている。(以下一部抜粋)

(1) 自己保管による添付書類の省略

各手続所管府省は、士業者による確認によらない場合であっても、行政機関に提出すべき書類については、申請者本人に対し、一定期間、添付書類を自己保管することを義務付け、行政機関が事後的に添付書類の内容を検証できることを可能とすることにより、その提出を省略できる制度の導入又は拡大を図ることとする。

その際、申請者が保管義務に違反した場合に講ずべき必要な法令上の措置の在り方について検討する。

また、一定期間、当該申請等に係る法令に違反する行為がないなど、一定の基準を満たす優良な申請者に対する添付書類の省略の措置については、優先的に検討を行うこととする。

(2) 行政発行の書類のバックオフィス連携

添付書類として要求されるものの多くは、他の行政機関の発行した証明書等であることから、行政情報を効率的に共同利用できる仕組みができるまでの間の措置として、利用頻度が高い書類について、申請者の求めに応じて、当該申請者に代わって当該行政情報をオンラインにより行政機関相互で個別に提供できるよう、これを実施するための簡易な仕組みについて検討することとする。

また、バックオフィス連携を実施するに当たって

は、申請を受け付けた行政機関が証明書等の発行機関から直接申請者に係る情報を入手することを可能にするため、個人情報の保護の必要性に留意しつつ、必要な制度上の措置について、併せて検討する。バックオフィス連携については、地方公共団体とも協力しつつ検討することとする。

(3) オンラインによる提出の拡大

各手続所管府省は、添付書類のうち、原本性を確認する必要があるが、電子ファイルでは原本性を検証することができない書類など、紙媒体の原本を提出することによらなければ、適切な審査が行えない等目的を達することができないものや、書類を電子ファイル化した場合、データ量が過大となるもの等電子ファイル化になじまない書類を除き、スキャナー等を使用して添付書類を電子ファイル化(PDF等)したものを送信すれば足りることとする。

(4) 士業者の確認による添付書類の省略

各手続所管府省は、行政機関において登記における契約書や給付請求における給付額の決定に必要な書類のように審査上不可欠な書類を除き、士業者が本人に代わって申請書等を提出する場合には添付書類の提出の省略を可能とすることとする。

ここで期待されるのが(2)行政発行の書類のバックオフィス連携と(4)士業者の確認による添付書類の省略である。土地家屋調査士は規則93条の不動産調査報告書を利用し、登記官が照会できる情報を入力することになる。登記官の審査はこれまでの書面の確認から情報を照会する作業にシフトされることになるだろう。しかし、システムの改善によって直ちに導入できるわけではない。資格者代理人としての「責任」と「倫理」がより厳格に求められることになる。

オンライン申請の発展方向

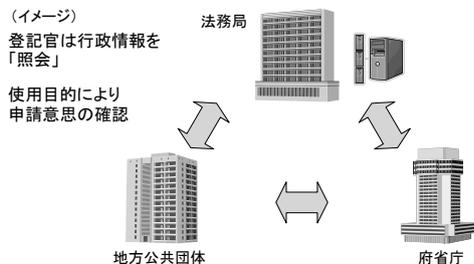
士業者の確認による添付書類の省略

(イメージ)

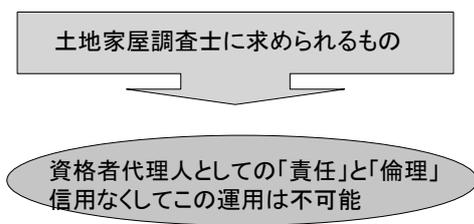
- (1) 添付書類は土地家屋調査士が確認の上、93条不動産調査報告情報に記録する。
- (2) 原本性の照会に対応できるように保存の義務付け。
ただし・・・

オンライン申請の発展方向

行政情報を共同利用できる照会システムの構築(バックオフィス連携)



オンライン申請の発展方向



情報化を支える社会的背景

情報化社会(ユビキタス社会)、とりわけ土地家屋調査士が係わる情報は地理空間情報である。法律面で見ると、地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)、宇宙基本法、測量法の一部改正が挙げられる。また、行政機関では国土地理院が基盤地図情報整備事業、内閣官房では地理空間情報活用推進会議の設置、総務省では地方公共団体へ総合型GIS推進指針を示し、各省庁および地方公共団体との連携をとりつつある。

民間企業では、ナビゲーションシステムやインフラ管理、商圈分析など新しい情報サービスが提供されている。またこれまで考えもつかなかった画期的なサービスも生まれるかもしれない。情報サービスはこれからますます期待される市場である。

さらに、情報化を広義にとらえるならば、医療現場ではカルテの開示請求、野菜に生産者の名前や顔写真をつけての販売、マンション建設現場の見学会なども情報化社会における一例であろう。情報の公開や提供の必要性は、依頼者の権利意識の向上も背景にあり、結果的に依頼者への信頼につながると考えられる。

オンライン申請の発展方向

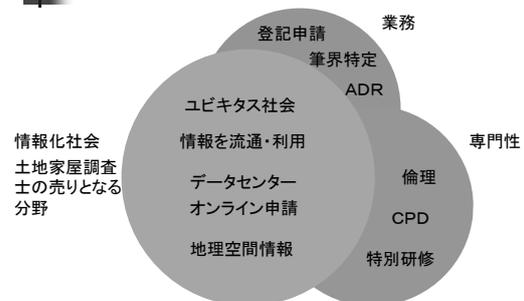
情報を開示する目的

- 1 誤った情報のチェックを含め依頼者が情報のコントロールをする
- 2 隠しごとがないという依頼者の信頼感
- 3 地図作りへの参加促進。「お任せ申請」からの脱却

オンライン申請の位置づけ

土地家屋調査士はこれまでの登記申請業務だけでなく、筆界特定・ADRといった新しい業務を開拓してきた。それに伴いより高い専門性も求められている。その中で情報化社会という今後成長が期待される分野に土地家屋調査士制度が入っていけるか、それには情報をいかに活用するかが鍵となる。

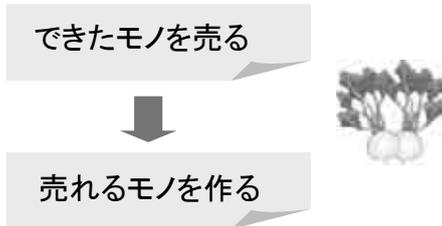
オンライン申請の発展方向



「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる、これがユビキタス社会のテーマである。土地家屋調査士の業務のあり方も情報を利活用できるシステムに再構築する必要がある。登記申請をする、商品でいうならば「できたモノを売る」のではなく「売れるモノを作る」システムでなくてはならない。オンライン申請は単なる申請の手段であり、システムの一部といえる。

制度全体を考えるならば、申請に至る情報をどれだけ利用できるかという仕組みを作ることが必要であると考えられる。

オンライン申請の発展方向



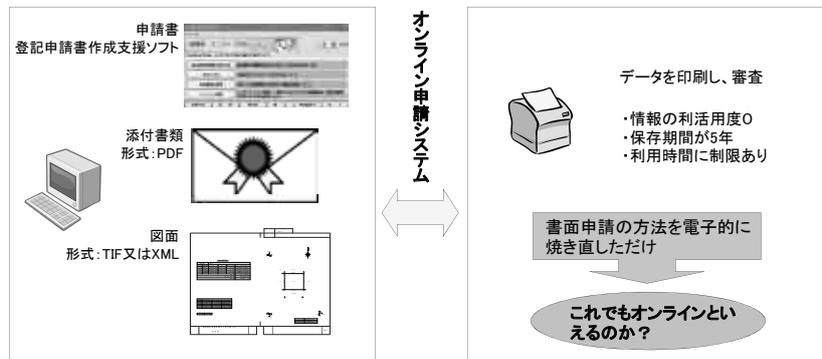
オンライン申請の発展方向

オンライン申請は手段にすぎない

目的は

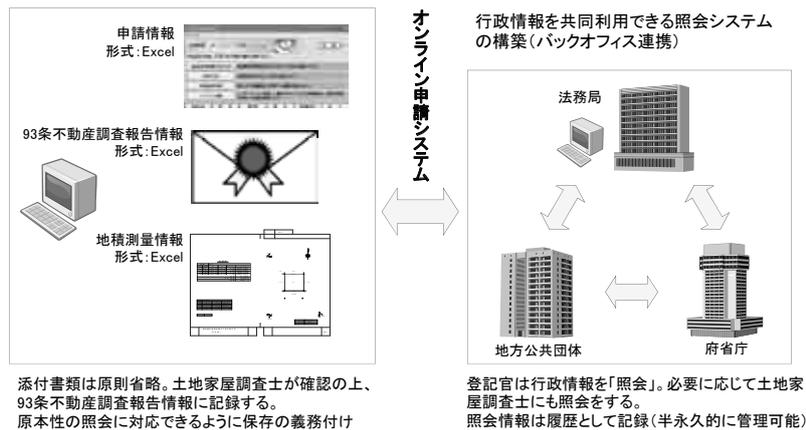
申請に至る情報をどれだけ利用できるか
という仕組みをすること

現在のオンライン申請システム



ユビキタス社会におけるオンライン申請とは？

2008年9月 IT戦略本部によるオンライン利用拡大行動計画(イメージ)



「書面」という概念を取り除き、「情報を照会する」というオンラインに適した手続きにすべき

土地家屋調査士に求められるもの

資格者代理人としての「責任」と「倫理」
信用なくしてこの運用は不可能

情報を管理することの利点

- リアルタイムによる情報の利活用
- 登記制度の品質評価
- 事務処理の効率化
- 知識の均質化

オンライン申請制度について
東京土地家屋調査士会 山本憲一

オンライン申請の現状と課題



日調連特定認証局運営委員会 運営委員 廣瀬一郎

現在、わが国では莫大な費用をかけて各種の行政手続のオンライン化が進められています。私たちの活躍する不動産登記の現場でも、105年ぶりに改正を受けた新不動産登記法の施行により、書面による申請(以下「書面申請」という。)に加え、インターネット回線を利用した申請(以下「オンライン申請」という。)の制度が創設され、法務大臣の指定する法務局では、出頭することなく登記申請を行うことが可能になりました。

平成18年度に行われた不動産登記の申請件数のうちの0.02%がオンライン申請であるといった現実を考えると、オンライン申請が身近なものになっているとはとても考えられません。

オンライン申請が普及しない原因の一つとして、法改正前からの従来の書面申請が残され、オンライン申請を利用しなくても、従来のように書面による登記の申請ができるということがあります。

オンライン申請の場合、環境設定、各種ソフトウェアの導入等オンライン申請する前に対応しなければならぬことが多くありますが、それらの多くは連合会が提供する環境設定ソフト「らくらく」やCADベンダー各社から提供されるソフトウェアによって対応が可能になっています。

しかし、従来の書面申請に比べ新しい仕組みではありますが、「申

請方法が良く分からない」といった理由であれば、今後、私たちが研修会の実施等対応していくことで今後のオンライン申請の普及は予想することができます。

また、政府もオンライン申請の普及を目指して、これまで様々な措置を実施し、オンライン申請の数も当初に比べ増加しています。

1 新法におけるオンライン申請とその問題点

(1) 添付情報について

新法は、オンライン申請の制度を導入するにあたり、従来からの書面による登記申請の仕組みを存続させています。登記令第10条「オンライン申請ではすべての情報をオンラインで登記所に提供すべき」の規定によりオンライン申請に必要な最低限の添付書類の変更が行われました。

(2) 登記識別情報について

新法の施行により登記済証(いわゆる権利証)の制度が廃止され、登記識別情報の通知と提供の制度が創設されました。従来は、申請にかかる登記の実行によって直接不利益を被る登記義務者(新法2条13号)の本人確認のために、同人が新たに登記名義人となる登記が完了した際に登記所から還付を受けた登記済の権利を証する書面(以下「権利証」という。)を申請書

に添付する必要があった。しかし、権利証は書面で作成されていることから、ネットワークを介してオンラインで登記所に提供することが困難であるため、新法は、権利証に代えて登記識別情報を通知することとしている(新法21条)。登記識別情報は、12桁の英数字の組み合わせにより作成されるパスワードのようなものであり、ネットワークを介してオンラインによって登記所に提供することが可能であります。

(3) 電子署名・電子証明書について

デジタルデータとして作成された情報には、作成者が記名押印をすることができないことから、それに代わるものとして、作成者は電磁的記録に電子署名をしたうえで電子証明書を添付する必要があります(令12条、14条)。私たち資格者以外の方がオンライン申請をする場合には、原則として、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項の規定に基づき作成された電子証明書」(同条1号)が必要で電子証明書の発行を受けるには、事前に、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付を受けるといった点が問題になります。

申請人の作成にかかる情報としては、委任状(代理人により申請する場合)及び登記原因証明情報

があり、代理人の作成にかかる情報としては、申請情報、本人確認情報(新法24条)が考えられます。それ以外の第三者による情報としては、承諾証明情報等があります。したがって、オンライン申請の場合には、少なくとも、登記権利者及び登記権利者の電子署名・電子証明書が必要であり、場合によっては、第三者の電子署名・電子証明書が必要になる場合が想定されます。

2 問題点に対する対応

(1) 登記識別情報

登記識別情報制度が周知されないうまま制度が導入されたことよって、不動産の取引現場などでは不必要な混乱が発生したようです。登記識別情報は前述のように不動産登記制度固有の本人確認方法であり、その運用には確実性が必要になってきます。これまでにいくつかの問題点が明らかになっており、私たちは、登記識別情報を日常的に扱うことはあまり考えられませんが重要な論点ではあります。

(2) 公的個人認証の普及の遅れ

公的個人認証の普及が進んでいない段階でオンライン申請が導入されたことよって、表示に関する登記については不動産登記法は不動産の所有者本人に申請義務を課しているが、公的個人認証の普及の遅れ・関心の低さよって、申請人の多くが住民基本台帳カードの取得をしない・取得に難色を示すなどといった現象が生じ、これよって申請情報、添付情報等

への電子署名をすることができないために、オンライン申請の利用が事実上不可能という現状が生じています。

登記申請に関しては、不動産所有者本人が申請することは実際には少なく、多くの場合、「専門家への委任」が一般的です。この場合、登記申請に必要な情報は原則として代理人が作成することになるが、資格者代理人において電子署名・電子証明書の取得が進んでも、第三者による承諾書など添付情報のすべてを電磁的記録により提供することはできません。

そこで、所有権証明書、第3者の承諾書、官公署の証明等デジタルデータとして作成することが困難な添付情報が多数存在することから、新法の施行にあたり、表示に関する登記の申請には特則が設けられました。これよって申請人または代理人は、添付情報(申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。)が記載されている書面をスキャナ等によりデジタルデータとして申請情報とともに提供し、原本を別に相当の期間内(申請から2日間)に登記所に提示する取扱が認められています。(令13条)

3 オンライン申請促進のためのインセンティブ措置について

オンライン申請の普及のため、平成20年1月から、一部の登記の申請をオンラインで行った場合の登録免許税を減税し、また、不動産登記令等が一部改正されました。

(1) 減税措置

平成20年1月より2年間の予定で、不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記をオンラインで申請した場合の登録免許税を10%、最大で5,000円引き下げて、オンライン申請への経済的なインセンティブを申請人に与える特別措置が講じられました(租税特別措置法84条の5)。

上記の規定は、平成22年1月1日以後にオンラインで登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税について適用されず(附則第67条11項)。

(2) 特例方式

オンライン申請における添付情報の提供方法に関して、次のような特例が設けられました。(令附則5条)添付情報(登記識別情報を除く)が書面に記載されているときは、当該書面を登記所に提出する方法よって添付情報を提供することができることとされた(以下「特例方式」という。)。特例方式よって添付情報を提供する場合には、当該書面は申請の受付の日から2日以内(初日不算入)に、交付または送付よって提出する必要があります(規附則21条2項)。

特例方式では、添付情報に書面よって作成された添付情報が含まれる場合、作成者が電子署名ができないために電磁的記録よって添付情報を提供することができない場合であっても、オンライン申請が可能になります。特に、委任状も別送よって行うことができるから、資格者代理人よって行われる申請にあつては、申請人の電子署名・電子証明書が不要になります。

(3) 登記識別情報

登記識別情報の通知の方法として、申請人が希望する場合には「登記識別情報通知書の送付によることができる」、と規則63条によって規定されました。

登記識別情報の有効証明を資格者代理人が代理人として請求する場合には、請求人(登記名義人またはその相続人その他の一般承継人である。令22条)が自然人であるときは代理権限証明情報、法人であるときは代表者の資格証明情報の提供が不要とされているため(規68条7号)、有効証明請求においても、請求人の印鑑証明書、または電子署名・電子証明書が不要になりました。

登記識別情報を提供して行う登記の申請においてこれを提供することができない正当の理由(新法22条ただし書)に、登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生じる事となる場合(準42条4項)、登記識別情報を提供したとすれば当該申請にかかる不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合が追加されました(同条5項)。

4 今後の検討課題として

前述のように、特例方式は、資格者代理人以外の者の電子署名・電子証明書を不要とするために、登記識別情報以外の添付情報を書面によって提供することができるようにしているなど、資格者代理人による登記申請を前提として、オンライン申請の便宜が図られています。

登記は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われる(新法11条)ことから、指定庁では、登記はコンピュータ上に作成されたデータベースへの入力によって行われています。

オンラインで提供される多くのデジタルデータとしての添付情報(登記識別情報を除く)はPDFファイルであり、これは、再利用可能な「データ」というよりも改ざん防止に主眼を置いたものであるため、送信したデータの内容が自動的にシステムに取り込まれ、認識される仕組みにはなっていません。

施行通達第二・二・(1)によれば、オンライン申請を受け付けた登記官は、登記識別情報をのぞく

電磁的記録を印刷して審査を行うものとされているようです。つまり、登記官は、書面申請の場合と同様に、オンラインでデジタルデータとして送信されてきた申請情報等について書面によって審査を行うことになり、デジタルデータによる情報提供の利点が十分発揮されていないようです。

前述のように、新法が導入したオンライン申請制度の中には、書面申請が存続しているために、登記所内部での登記事務も書面申請に適する体制のもとで行われることとなり、そのことが特例方式の導入を容易にしているようです。

昭和63年から登記簿のコンピュータ化がすすめられ、平成17年からはオンライン申請が導入されました。表示に関する登記申請は、ますます加速されるコンピュータ社会・デジタル情報社会において、現在の制度にある障害を理由に書面申請にとどまることはできません。オンライン申請の一層の普及を図るためには、表示に関する登記にかかわる私たちが積極的に93条調査報告書の有効活用を含めた意見提言を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

12月16日

稲田朋美・自民党組織団体委員長来会

自民党調査士議員連盟 ほか

午前 自由民主党組織団体委員長・稲田朋美衆議院議員が来会、自民党の政策等について説明をいただき懇談。

財団法人民事法務協会の清水勲副会長が退任挨拶に来会。清水副会長は永年法務局長等としてもご活躍された方で、このたび民事法務協会役員を退任されるにあたり来会されたが、登記所における乙号事務の受託業務やオンラインによる登記事項請求サービスの提供等を通じて土地家屋調査士とも密接なつながりのある部分の推進や改善に取り組まれた方で、竹谷常務・瀬口専務とともにしばし懇談させていただいた。

午後 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の総会が開催され副会長はじめ連合会役員及び全国土地家屋調査士政治連盟待野会長ほかの皆さんとともに出席。

前回の衆議院議員選挙で議席を離れられた保岡興治会長に代わって、法務大臣・外務大臣等を経られた高村正彦先生が新たに議員連盟会長に就任された。日調連からは地図整備はじめ現下の取り組み等について説明させていただいた。

夕刻 自民党調査士制度議員連盟でもご尽力いただいている松浪健太議員の国政報告会「松浪ケンタ君と道州制で日本を拓く会」が都内のホテルで開催され出席。作家・堺屋太一氏他のお話をお聞きした。

17日

午前 連合会事務局で瀬口専務ほか役員と会務打合せ。

主として午後から開催の法務大臣政務官によるヒアリング会の事前打ち合わせを行う。

午後 法務省会議室で中村哲治・法務大臣政務官が主宰する「登記オンライン申請のシステム意見交換会」が開催され、私と國吉総務部長が意見発表者として、関根副会長、瀬口専務、藤木研究所長、神前制度対策本部員がオブザーバーとして出

席。日司連からも加藤政也常任理事ほかが出席。土地家屋調査士としては静岡会所属の会員2名も意見表明のため参加。法務省から小川民事局総務課長、小野瀬民事第二課長他の皆さんが出席され、オンライン申請の現状説明の後、資格者側からシステム改善要望などが意見として出された。私からオンライン申請の促進のためには不動産登記規則93条による不動産調査報告書の活用を含め、土地家屋調査士の専門性や確立された制度基盤をもっと活用すべき、及び各省庁や自治体等のオンラインシステムと相乗効果をもたらすことのできるような仕組みも必要であることなどを発言させていただいた。國吉部長からはシステムの改善に関する各論について要望。

18日

日司連 新成年後見制度制定及び社団法人成年後見センターリーガルサポート設立10周年記念シンポジウム・祈念式典・祝賀会

午前 連合会館で瀬口専務ほかと会務打合せ。

午後 日本司法書士会連合会(細田長司会長)が主導し、各地の司法書士会が設置する成年後見センター「リーガルサポート」が今年満10年を迎えること、および新成年後見制度が制定されたのを機にシンポジウム等が明治記念館で開催され招待をいただき出席。成年後見制度について新井・筑波大学法科大学院教授による記念講演の後、成年後見に携わる各界の方がパネラーとなってディスカッションが開催された。職能を生かした社会貢献として着実に社会に位置付けられている制度であることを実感。法務省から千葉法務大臣ほか政務三役、原優民事局長他の皆さんも出席されていた。

21日

瀬口専務ほかと会務打合せ

1月5日

大阪法務局ほか新年あいさつ

午後 私の地元である大阪法務局に出向き、白石研二局長、由良卓郎総務部長、田村隆平民事行政部長に新年のあいさつを申し上げ、懇談させていただいた。事務所の近くの同局北出張所にもお同

いし、土本真次所長に新年のあいさつ。

6日

日本弁護士連合会新年挨拶交換会

正副会長会議 常任理事会

日本測量協会新年賀詞交歓会

午前 霞が関の弁護士会館で開催された日本弁護士連合会及び東京三弁護士会の主催する新年挨拶交換会に出席。竹崎最高裁長官、樋渡検事総長、千葉法務大臣(代理)からそれぞれ新年のあいさつ、宮崎誠日弁連会長から新年を迎えての抱負等がそれぞれ述べられた後、各界からの出席者相互の新年のあいさつが交換された。

会館に帰着後、新年最初の正副会長会議を開催。年末から年始にかけての各役員の会務執行について報告をいただき午後から開催の常任理事会の議題を整理。

午後 会長就任以来毎回の常任理事会と理事会では会長指示事項として現下の課題への取り組みについての私の考えなどをお話しさせていただいている。当日も新年最初の会議でもあり、表示登記制度誕生50年、土地家屋調査士制度制定60年の節目の年を迎えて、後年、意義深い年だったと思えるような会務執行をお願いしたい旨のお話をさせていただいた。翌週に開催の全国会長会議の準備状況と地籍シンポジウム開催企画の進捗について、及び各部から提出の次年度事業計画案・予算案等について協議。夕刻から会館近くの東京ドームホテルで開催された社団法人日本測量協会(村井俊治会長)主催の新年賀詞交歓会に出席。小牧和雄・国土地理院長ほかの皆さんと懇談させていただいた。(大星副会長・瀧下理事同席)

7日

常任理事会(2日目) 新年挨拶まわり

午前 常任理事会2日目では土地家屋調査士制度制定60周年の取り組み等を中心に協議。

午後 法務省、国交省、衆参議員会館、日司連、日弁連ほか日ごろお世話になっている省庁、関係団体等に年始のあいさつ。連合会役員のほか全調政連・待野会長、全公連・鈴木会長他関係役員の皆さん同道。

8日

大阪会新年賀詞交歓会

所属する大阪土地家屋調査士会(横山慶子会長)と

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会(松原正彦理事長)、大阪土地家屋調査士政治連盟(和田朝博会長)、大阪土地家屋調査士協同組合(荒平義弘理事長)の共催する新年賀詞交歓会が大阪市内のホテルで開催され出席。60周年を迎えた土地家屋調査士制度の充実発展のために関係団体ともに、一層のご尽力いただきたい旨のお願いと、年始の挨拶をさせていただいた。

10日

日本災害復興学会総会

午前 関西学院大学上ヶ原キャンパス(兵庫県西宮市)で開催された日本災害復興学会(室崎益輝会長)の2009年度総会に出席。会則改正案、委員会報告、収支決算報告、事業経過報告、予算案、事業計画案等が付議され、いずれも原案どおり可決された。

午後 被災地交流集会・シンポ

学会総会終了後、同会場にて、関西学院大学に事務局を置く災害復興制度研究所が主催する、近年の大災害の被災地から復興支援に携わるNPO団体の代表者等によるシンポジウムが開催され参加。今回のシンポでは平成18年3月の福岡県西方沖地震の被災地・玄海島から復興事業の報告、岩手・宮城内陸地震の被災地である栗駒から生業支援、水害のあった兵庫県佐用町から林業・農業への影響、新潟県中越地震の被災地からは被災後の集落運営の問題点、中越沖地震の柏崎からは中心市街地の衰退について、三宅島からは帰島した被災者の生活と課題について、能登地震の被災地からは一部損壊家屋にも手厚い保護が必要であることやPTSDの状況等について報告される等、多岐にわたって被災地が抱える現下の課題が報告され、勉強させていただいた。被災地の老人所帯を助ける都会の若者との交流、足湯ボランティアの活動などの報告もあり、阪神・淡路大震災を契機にクローズアップされたボランティア活動がその後の数多くの大災害を経て、日本で確実に育っていること、まだまだ課題も多いことを実感。

12日

前田武志議員連盟会長秘書の来訪

夕刻、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の前田武志先生の秘書・町田氏に来訪いただき、14日のシンポジウムで基調講演をお願いしている件等について打ち合わせをさせていただいた。

13日

香川保一顧問訪問 民事法務協会 ブロック会長 会務打合せ

午後 瀬口専務・竹谷常務と一緒に文京区にある香川保一・連合会顧問の事務所にお伺いし、新年の挨拶をさせていただいた。毎年感じることはあるが、矍鑠という言葉がぴったりの香川先生にお会いし、含蓄の深いお話をお伺いすることで、年の初めのきりっとした緊張感を覚える。

続いて民事法務協会事務所に小池信行会長、藤谷定勝副会長をお訪ねし、年頭のあいさつをさせていただく。

午後から連合会役員の選任に関する検討会委員をお願いしているブロック会長の先生方の会議終了後、新年のあいさつをさせていただいたほか、専務理事他の皆さんと打ち合わせ。

14日

地籍シンポジウム in Tokyo 新年賀詞交歓会

昨年開催した地籍シンポジウム in Tokyo の第2回目として翌日からの平成21年度第2回全国会長会議を前に東京プリンスホテルで開催。

300名を超える参加を得て、午後から開催。

シンポジウムに先駆け、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長で、昨年6月に提言書をまとめられた民主党地籍整備・登記所備付地図整備の促進策に関するPTで副座長を務められた前田武志参議院議員(民主党常任幹事会議長)による「市民生活と地図・地籍」と題する基調講演をいただいた。また、空前の津波被害にあったインドネシア・アチェ州の土地台帳の復元に携わられたJICA専門家・坂本勇氏から「インドネシア・アチェ州からの報告」と題する貴重な報告もいただいた。シンポジウムは鎌田薫・学術顧問(早稲田大学大学院教授)をコーディネーターに、法務省前田幸保補佐官、国土交通省安藤暁史課長補佐、宮崎清博・全測連業務部長(元JICA専門家)、上條勝也・国土建設学院理事長、小林庄次・日調連ADRセンター委員長からそれぞれの専門分野からの報告とディスカッションが展開された。市民生活と地籍・専門職能・国際支援・災害復興・地図作り・境界紛争解決・専門家の教育制度等、これまでの取り組みとは一味違った広角度から地籍・登記・地図をとらえたシンポジウムとなったと、大星副会長、藤木研究所長、山田広報部長を中心とする企画関係者・講演及び報告者、コーディネーター・パネリストの皆さんに改めて感謝。

なお、国土建設学院に国内留学・長期研修中の全国各地の法務局・地方法務局職員の皆さんにも参加いただいた。

夕刻から日調連・全調政連・全公連の共催で新年賀詞交歓会を開催。法務省から千葉法務大臣・加藤法務副大臣・中村法務大臣政務官の政務三役の先生方、原優・民事局長他幹部の皆様、国土交通省石川佳市・国土調査課長、民主党地図PT座長として提言書をまとめられた中井治・拉致問題担当・防災担当大臣、民主党から石井一副代表、細野豪志副幹事長、前田武志調査士制度推進議員連盟会長、ご公務の合間を縫って開会前にお越しいただいた江田五月参議院議長、山口那津男・公明党代表、漆原良夫公明党調査士制度推進懇話会会長、自民党調査士制度改革推進議員連盟からは高村正彦会長、河村建夫副会長他、国会議員の先生方や連合会顧問の先生方、宮崎誠日弁連会長・細田長司・日司連会長ほか友好団体の代表の先生方にも多数お越しいただき、盛会裏に開催。主催者挨拶では調査士制度制定60周年、表示登記制度50年を迎えるの抱負をお話しさせていただいた。

15日

第2回全国会長会議

早朝から土地家屋調査士会館に場所を移して第2回全国会長会議を開催。座長には東北ブロック協議会・柴山武・福島会長が選任された。冒頭、私から直近の連合会務の要点と制度環境についてお話をさせていただく。出席いただいた各会の会長から会費の上限について、地図作りの促進のための提言、登録前研修、過去の地籍調査や法14条地図作成に関する課題への対応について、地図情報システムの本格稼働に伴い、閉鎖されることとなった既存の(スキニング前の)地積測量図の閲覧について、ADR認定調査士の活用策及び更なる司法制度への参画について、登記申請における法人の印鑑証明書の添付について等々、活発な意見もしくは質問が出され、連合会の考え等をお話しさせていただいた。今後の会務運営にとっても、とても意義ある会議だった。

午後 登記基準点有識者会議

午後3時まで会長会議の後、会館に清水英範東京大学教授、大瀧茂・日本測量協会測量技術センター参事役・管理部長、坂元均・前鹿児島会長(工学博士)の各氏にお越しいただき、登記基準点についての現状等を報告しご意見をいただいた。

ちようさし俳壇

第297回



榎ぐれ 水上 陽三

榎ぐれとは、群馬県前橋地方で、風よけの榎の高垣。

年の瀬といふ本流に間まを置く
一撞に賭けし鐘声初まうで
築地松ならぬ榎ぐれ空つ風
秩父山塊紺極まりし寒四郎
人は皆胸に火を抱くどんど焼

雑詠 水上 陽三 選

岐阜 堀越 貞有

大根煮て振舞ふ比叡の修行僧
照らされて錦木まさに能衣装
透すでも透さぬでもなし白障子
愚痴一言添えし繪手紙冬うらら
冬銀河思ひ出といふ宝物

愛知 清水 正明

ぬかるみに足拘はれて久女の忌
にびいろの空の重さや枇杷の花
蓼科の風凍星を磨きけり
掬ひては揺する調子や紙漉けり
閑かさや心字池和ぐ六つの花

東京 黒沢 利久

居酒屋のうしろが好きな初鴉
青空は安心のいろ年迎ふ
三日午後珈琲店に妻とゐる
初夢や奥の細道象潟へ
冬菊や売出中の国有地

茨城 島田 操

笑ひ皺殖やせし妻の初鏡
母となる嫁労わりつ初詣
棲み古りし山家も親し初明り
霜焼けの妻に手を貸す厨事
喜寿過ぎて余生まだまだ鍛始め

福島 加藤 捷子

掃くほどでなきと眺めて雪の路地
束の間に垂氷育ちぬ勝手口
風花や達磨焼く火の透きとほり
崖氷柱プリズムなして日をはねる
解けそめて砂利あらはるる雪達磨

埼玉 井上 晃一

新曲のカラオケ聞きつ落葉焚く
老農の青み大事に注連作る
散髪し新たな年を迎へけり
備忘録なりし我が家の新曆

新春に当たり 水上 陽三

果たして輝かしい新年と言えるかどうか
はともかく、新春の喜を分ち合いたいと思
う。

ところで我が俳壇は依然として、投稿者
の顔ぶれが決まってしまった感があり、い
ささか寂しい思いをしている。しかしそれ
らの顔ぶれが揃って元気らしい事は喜ばし
い限りで、益々若やいだ俳句を作ってほし
いと思う。元気でないといひ俳句は作れな

いし、ましてや若やいだ俳句などは作るこ
とは出来ないといひ申し上げておきたい。

今月の作品から

堀越 貞有

大根煮て振舞ふ比叡の修行僧

十二月九・十日、京都市鳴滝の了徳寺に
大根焚の行事がある。親鸞上人所縁の行事
であるから、同じ頃比叡山でも同様な行事
が行われるのであろう。修行僧らのきびき
びとした立ち居振る舞いの中に熱々の大根
の湯気が見えるようである。

清水 正明

ぬかるみに足拘はれて久女の忌

杉田久女本名久子の忌日は、昭和二十一
年一月二十一日。久女は鹿児島市生まれ。
小学校卒業後上京して東京女子高等師範学
校付属高女に学ぶ。上野美術学校出身の杉
田宇内と結婚、中学校教師の夫とともに福
岡県小倉市近郊に居住。大正五年から俳句
を始め、昭和初年には「ホトトギス」の有力
俳人となった。俳句に熱心の余り過度の緊
張から体調をこわし、遂に十一年ホトトギ
ス同人を除される。昭和二十一年腎臓病の
ため大宰府九大分院筑紫保養院にて死去し
た。久女の墓は、豊田市松名町の岐阜県境
に近い山里の杉田家の屋敷跡から竹林を足
を滑らせながら上った所にあるという。

12月

16～17日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 CPD管理システムについて
- 2 ブロック担当者会同の対応について
- 3 測量技術講習会について
- 4 平成22年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について
- 5 配属研修実施要領について
- 6 土地家屋調査士専門職能継続学習制度について
- 7 研修体系について
- 8 土地境界基本実務叢書を用いた研修会について

25～26日

第6回総務部会

<協議事項>

- 1 平成21年度第2回全国会長会議及び平成22年新春交礼会の運営等について
- 2 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
- 3 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援について
- 4 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 5 平成22年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

28日

第9回広報部編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報について

1月

6日

第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第10回常任理事会の審議事項及び協議事項の対応について

6～7日

第10回常任理事会

<協議事項>

- 1 平成22年度事業方針大綱(案)、同各部事業計画(案)及び予算(案)について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 3 平成21年度第2回全国会長会議の提出資料について
- 4 国際測量者連盟(FIG)総会等への参加について

7～8日

日調連技術センター・登記基準点評価委員会合同会議

<協議事項>

- 1 認定申請を受けている登記基準点について
- 2 連合会と各土地家屋調査士会の技術センター及びデータセンターの連携と今後の対応について
- 3 登記基準点成果品点検のあり方について
- 4 登記基準点有識者協議会へ提案予定の事案について

14日

第2回役員選任に関する検討特別委員会

<協議事項>

- 1 答申書(案)について

地籍シンポジウム in Tokyo～市民社会における安心・安全と地図・地籍・登記の役割～

(於 東京プリンスホテル)

- 1 基調講演「市民生活と地図・地籍」
- 2 特別報告「インドネシア、アチェ州からの報告」
- 3 パネルディスカッション

平成22年新春交礼会(於 東京プリンスホテル)

15日

第2回全国会長会議

<議題等>

- 1 平成21年度の事業執行及び平成22年度の事業計画(案)について
- 2 意見交換・会長間情報交換・各会要望

登記基準点有識者協議会

<協議事項>

- 1 平成21年度における認定登記基準点の認定状況について
- 2 認定登記基準点の課題について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成21年12月 1日付			
神奈川 2856	菅野 哲広	神奈川 2857	藤井 勇人
埼玉 2451	若野 滋男	埼玉 2452	橋本 靖
新潟 2158	五十嵐猛八	大阪 3073	久保加奈子
大阪 3074	前田 信明	愛知 2719	八木 政和
岐阜 1209	上松 健司	岐阜 1210	平田 恵三
高知 655	横川 浩幸		
平成21年12月10日付			
東京 7572	鈴木 圭一	東京 7573	三原 英雄
神奈川 2858	高橋 邦光	千葉 2060	篠田 健雄
大阪 3075	辻 康利	大阪 3076	山下 晃平
愛知 2720	谷川 元康	愛知 2721	浅田佳寿優
福岡 2160	駿河 克宏	長崎 760	清水 寛之
平成21年12月21日付			
東京 7574	平沼 成彦	千葉 2061	本多 清一
栃木 884	山本 裕昭	山梨 377	鈴木 政一
長野 2545	林 豊美	長野 2546	田中 健吾
広島 1810	橋本佳代子	広島 1811	國光 和
岡山 1340	上田太久美	佐賀 531	江副 敬
宮城 981	升澤 宏之	青森 746	堀内 圭
青森 747	小林 一馬	愛媛 823	岡野上竜二

登録取消し者は次のとおりです。

平成21年10月 8日付	福岡 1712	東 保臣	
平成21年10月14日付	茨城 875	金田 操	
平成21年10月25日付	群馬 244	牧 袈裟夫	
平成21年10月31日付	長野 2129	北原 清次	
平成21年11月 5日付	熊本 883	濱水 晴夫	
平成21年11月 7日付	徳島 181	松端 康昌	
平成21年11月 8日付	高知 573	谷淵 保幸	
平成21年11月10日付			
富山 449	高井 忠司	札幌 575	後藤 聡
平成21年11月12日付			
栃木 607	山口 裕久	新潟 662	桑原宗一郎
平成21年11月25日付	福岡 287	服部十三嗣	

平成21年12月 1日付			
東京 4660	松本 員夫	茨城 1252	中尾 裕之
長野 1907	長崎 晴光	兵庫 1844	西出 歳子
熊本 1017	林田 満雄	徳島 279	竹中 弘信
平成21年12月10日付			
神奈川 2786	中村 恵子	埼玉 1081	宇野 哲雄
長野 2444	佐竹 善昭	大阪 1832	岩 繁邦
大阪 2336	徳田 章	兵庫 916	杉谷 昇
兵庫 1793	西野三千夫	奈良 242	有田 吉美
奈良 273	富宅 理也	愛知 1852	埜田 芳春
富山 338	高辻 秀信	山口 379	酒井 誠一
福岡 1161	荒木 啓史	福岡 2007	吉岡 和紀
長崎 625	湊 俊郎	沖縄 172	川平 朝傑
宮城 557	赤間 護	山形 1138	工藤 清
秋田 848	大山 晃男		
平成21年12月11日付			
東京 2467	鎌倉 司	東京 5100	野村 暉作
東京 5331	田波 博司	東京 5926	杉田 静
東京 6065	柴田 菊治	東京 6203	志茂 紀子
東京 6714	山本 鏡明	東京 6932	角 哲夫
東京 6959	中森 順市	東京 7281	小池 武司
東京 7369	稲沼 武彦	東京 7382	松村 英之
神奈川 1577	曾我 美好	神奈川 2073	村田 耕一
埼玉 1734	猪鼻 剛男	埼玉 2102	角田 哲夫
千葉 1832	小澤 泰輔	栃木 734	鶴見 正
群馬 645	金子 俊夫	長野 1830	甕 秀信
大阪 1836	中尾 善三	大阪 2105	大野 恒義
大阪 2217	前田美音子	京都 741	寺田 文彦
兵庫 1908	山本 芳裕	兵庫 1968	萩原 和憲
兵庫 2000	井上 泰雄	愛知 1393	鈴木 博
愛知 1564	本多 照博	愛知 2362	金 成仁
岡山 1099	木村 伸二	島根 401	佐和田丕土司
長崎 710	内田 年彦	鹿児島 699	矢野 正樹
沖縄 370	友寄 弘一	沖縄 420	桃原 孝雄
宮城 953	久光 伸治	福島 1234	三留 卓男
札幌 610	宮下 隆敏		
平成21年12月21日付			
神奈川 989	池田 訓侑	埼玉 2110	井上 和之
千葉 1842	佐々木正治	広島 1123	大植 次郎
岡山 839	山本 章	岩手 179	菊地 榮作

岐阜会

「岐阜支部の「学校訪問」事業について」

岐阜支部 総務担当副支部長 高田和明



『岐阜調会報』第103号

岐阜支部では、平成20年度より、制度広報・共同事業の一環として、学校訪問の企画に取り組んでおります。目的としては、

- ①職業としての調査士制度の広報
- ②資格者としての地域貢献
- ③産官学連携プロジェクトの実現

といったところです。

目的①については、学生に進路選択のひとつとして土地家屋調査士という職業を認知してもらい、受験者数減少への対応や、新たな時代の調査士制度の更なる発展へ向け、有能な人材の発掘を期するものであります。やはり学生にとっては土地家屋調査士という職業の選択肢を知る術がほとんど無いというのが実情ですので、様々な企画を持ってまずは学校を訪れ、意見交換をして来よう、というのが始まりでした。

平成20年度中に訪問した学校の中で、特にこの企画にご賛同いただけた関市関商工高等学校の間では、同年度中にインターンシップ受け入れと測量技術講習会を実現することが出来ました。インターンシップについては、関市内の3ヶ所の会員事務所の協力を

得て、1日～2日間の調査士実務を通じて新鮮な体験をしていただきました。実技講習については、「高校生ものづくりコンテスト」の「測量部門」に出場する生徒を対象に、三脚を設置する際の実務家としてのコツの伝達を行いました。学校のグラウンドで行われたその模様は学校HPでも写真入りで紹介され、土地家屋調査士の名が学校内だけでなく地域に広報されました。また、結果的に学校の先生と実務家である我々とは教え方やノウハウに違いがあったようで、好評を博し、本年度においても継続実施されました。

このような活動を通じて学校との交流が実現する一方、職業としての積極的な広報には難しい一面が見えてきました。それは、ほとんどの生徒達が就職や進学を希望しており、資格取得・独立開業という道を志す生徒は極めて稀であるという現実です。だからこそ広報の必要性を感じるものの、開業に至るまでの苦難、調査士の収入、将来性、補助者の給与待遇などの質問を受ける中で、魅力的な返答を出来るかは悩ましい部分でもありました。

つまるところ、学生としてはまずは就職を考えるものであり、そ

の上で土地家屋調査士の受験に臨む構図はおそらく今後も変わらないのしょうから、この広報活動が目指すところは、やはりこの資格の「認知」レベルです。在学中に土地家屋調査士という職業に触れた「思い出」作りなのだろうと思います。そうであればこそ、今後も実技講習を通じて楽しく生徒と触れ合い、またインターンシップを通じて「仕事の現場」に目を輝かせていただけるよう、気負わず地道な交流を続けていければと思います。

目的②について、目的①と関連しますが、「若者に夢が無い」と言われる現代、学校訪問を通じて教育の現場で私たちが果たせる役割は無いものでしょうか。学校という人間育成の場で、国家資格者として「品位のある」「誠実な」職業人の背中を見せることは、きっと無意味なことではないと思います。やはり生徒達は、日頃慣れ親しんだ学校の先生方とは違う私たち学外の社会人と、新鮮な気持ちで向き合ってくれた印象があります。

この学校訪問という広報活動を調査士制度の発展のためと捉えるならば、実益に乏しいばかりか何とも手前勝手な活動であることは否定できませんが、だからこそ地域貢献という広い見地に立って取り組むべきだと思います。実技講習やインターンシップなど、学校側からもニーズを示していただけのならば、資格者として今後もそれに応えていくべきだと思います。この学校訪問は広報活動のひとつの方策に過ぎませんが、今後も地域社会との接点を大切にし、

貢献できればと思います。

目的③については、特に大学との交流の中に期するものです。平成20年度に訪問した岐阜大学工学部社会基盤工学科では、県や土木業界と共に斜面防災の研究に取り組んでおられる沢田和秀准教授にお目に掛かることが出来ました。レーザーを用いて上空から地形・地物をスキャンिंगするがごとき先進の測量技術や、GISを用いた管理システムなど、目を奪われるような取組みをお見せいただき、その後数度の訪問を経て、本年度のNSDI法をテーマとした岐阜支部研修会にお招きするに至りました。支部研修会では、パネルディスカッションのパネリストを務めていただき、前述の取組みをご紹介いただくと共に、私たち土

地家屋調査士に激励の言葉を頂戴しました。

また本年度、朝日大学法学部で7月に開催された「法教育公開シンポジウム」並びに8月に開催された「ジュニアロースクール」を視察しました。前者では、裁判員裁判の導入に伴いその意義と「法教育」の必要性が説かれ、また後者では、中学生が「模擬法定」にて裁判員裁判を体験しました。共に岐阜県弁護士会及び県下の教育委員会との共同事業で、弁護士会が教育の現場にて多大な活躍をしていることが分かり、また弁護士会内の「法教育委員会」の機動力の高さと、朝日大学の積極的な姿勢が印象に残りました。いずれの機会にも法学部教授とお話する機会を得、私たち土地家屋調査士との協働にも大きな期待を寄せていただ

きました。

このような大学の先生方とお目に掛かったのは大変貴重な機会であり、今後、測量・法律の両分野で高い専門性を必要とする私たちにとっては大切なご縁でもあります。産官学の交流・協働を通じて今後あるべき資格者像をまずは私たちが探し、理解し、そのための資質の向上を図りながら、真に社会のお役に立てるよう努めることが肝要だと思います。

以上、学校訪問という企画については、岐阜支部が風穴を開けた格好になると思いますが、今後周りの皆様のご意見・ご協力も賜りながら、この度のご縁を大切に、交流を続けて行ければと思います。

編集後記

「相手の立場に立つ」ということとは？

皆さんは、「相手の立場に立つ」ことの重要性はよく理解されていると思います。立会いのとき、大切な人・家族と一緒にいるとき、でも、実際のところ「相手の立場」というポジションがなかなかうまくイメージできないのではないのでしょうか？

では、どうすれば、「相手の立場に立つ」ことができるのでしょうか？タイトルは忘れてしまいましたが、以前読んだ本の中に、「人は相手の立場で物事を考える場合、その人の【顔】を思い浮かべる。」とありました。

あなたが大切な人、家族、友人の立場になる場合、あなたは、「相手の顔」を思い浮かべていませんか？そして、「あの人は、私のことをどう思っているのだろう？」って考えたりしていませんか？

お気付きでしょうか、このような状態を「相手の立場に立っている」といえるのでしょうか？つまり、「相

手の顔」を想像しているということは、自分の立場で相手を思い浮かべている状態ではないのでしょうか。これでは相手の立場に立っていません。「相手の立場」に立ったときには、何がイメージされるのでしょうか。私の個人的な考えですが、相手の目を通して見える、「自分自身の姿」ではないのでしょうか。その上で、感じたり、考えたりすることが「相手の立場に立つ」ことではないのでしょうか。

ただ、自分が相手の立場に立つことができても相手と同じように考えられる訳ではないので、自分の考えをそのまま相手に押し付けるようなことは、相手の立場に立って考えたことにならないので注意しなければなりません。

最近では、「相手の顔」がなかなか浮かんできません…別の意味で問題です。

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社